

令和５年第４回幸田町議会定例会会議録（第３号）

議事日程

令和５年１２月５日（火曜日）午前９時００分開議

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番 藤本和美君	２番 吉本智明君	３番 野坂純子君
４番 松本忠明君	５番 長谷川進君	６番 岩本知帆君
７番 田境毅君	８番 石原昇君	９番 都築幸夫君
１０番 黒木一君	１１番 廣野房男君	１２番 稲吉照夫君
１３番 笹野康男君	１４番 丸山千代子君	１５番 鈴木久夫君
１６番 藤江徹君		

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 成瀬千恵子君
総務部長 林保克君	参事（税務担当） 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事（健康保健担当） 金澤一徳君	環境経済部長 鳥居靖久君
建設部長 内田守君	上下水道部長 石川正樹君
消防長 小山哲夫君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 大須賀龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここでお諮りします。

昨日に引き続き、議場において議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定

しました。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 稲吉照夫君、及び13番 笹野康男君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内といたします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

初めに、11番、廣野房男君の質問を許します。

11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただき、通告に従って質問させていただきます。

議員となってから、活動の柱の1つである、子どもたちが安心して登下校できる通学路の安全対策についてお聞きします。

以前の一般質問で話していることもありますが、地域の皆様は、現状の通学路の安全性にとっても心配しています。横断歩道や信号機、県道の問題など、幸田町独自で実施することは困難なことが多いと思いますが、地域の皆様の声を行政に届けたく、この機会をいただきました。

私の地元、六栗の区画整備事業も、今年度完了を迎えようとしています。平成24年組合が設立され、平成27年10月に最初の住宅が建ちました。そして、昨年の令和4年9月に現在では一番新しい住宅が建ち、8年間で約230世帯の人が六栗に、幸田町に来てくれました。来てくれた人たちは、地域コミュニティにも積極的に参加してくれますし、良いところに来た、住みやすいところに来たと喜んでくれています。しかし、最近では心配事の相談や苦情が多くなってきました。それは、ここに来た頃は幼かった子やここで生まれた子どもたちが大きくなり、通園や通学をするようになりました。それに伴い、通学路の安全性に不安を持ち始めたからです。

通学路には、通勤の車でしょうか、多くの車が小学生の列の横を通り抜け、注意はしてくれているのですが、会社へ急ぐのでしょうか、それなりのスピードで走っていま

す。警察庁のまとめでは、平成28年から令和2年までの5年間で、登下校中の交通事故で児童生徒が900人死亡または重傷を負っているとかいいます。その代表的な事故が、以前にも言ったと思いますが、千葉県八街市で起きた、小学生の列に車が突っ込んだ悲惨な事故で、それを思い出させるような道路状況の中で通学しているところがたくさんあります。その事故の後、全国で危険箇所総点検をして、2023年度末までに対策を行うと言っていましたが、本当に進んでいるのでしょうか。

小学生には、地元の見守り隊の人たちが学校に着くまで、また、下校のときには防犯も兼ねて家の近くまで一緒に歩いたり、所々に立って子どもたちの安全を守っています。今何とかしてほしいという持ち上がっている心配事は、ほとんどの生徒が自転車で通う南部中学校への通学路の安全性の問題です。令和元年、私が議員になったころは、区画整理地内から豊坂小学校へ通う児童は20人ほどでした。それが今では140人に膨れ上がり、区画整理地内から小学校に通っています。

令和3年の一般質問で、小学校に行くため、六栗信号交差点に子どもたちが集中し危険だと対策をお願いしたところ、直ちに退避場所を設けていただき、子どもたちはもちろん、お父さん、お母さんたちにも大変喜んでもらったものです。その頃は豊坂小学校に通う児童の人数は80人ぐらいでしたが、今は、先ほども言いましたように140人近くになりました。まだまだ増えてきますので、すぐにやっていただいたことは本当にありがたいことでした。今度は、その子どもたちが南部中学校に通うわけです。そこでお父さん、お母さんたちの心配が増えてきたわけです。

南部中学校は昭和58年開校だと思いますが、開校に向けて、または開校後現在までに、桐山・上六栗・六栗から通う中学生のために通学路の安全対策に関わる道路の改善などは行われたか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 南部中学校が昭和58年に開校してから40年経過していますので、様々な安全対策工事を行ってまいりました。近年では、野場上六栗1号線の上六栗地内において、令和3年度に歩道設置事業、令和5年度に水路のふた掛け替えによる段差解消により安全な歩行スペースを確保する事業を行い、令和5年度にも歩道設置事業を予定しております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） いろいろ対策していることは承知しました。これからも継続して対策していただけるということで、ありがたく思います。

しかし、豊坂南部の生徒や児童はまだ全く無防備な通学路を利用しているところが多いのです。今の通学路を見てみれば、六栗から通うとして考えてみると、幸田中学校に通うほうがはるかに近いし安全だと思います。通学路となる県道沿いには歩道があり、完全ではないにしても、車と歩行者、自転車との境界が縁石やガードパイプでできています。南部中学校に通ってくださいという以上は、安全な通学路を確保することは、私たちも含め、行政の責任ではないでしょうか。桐山から通う生徒さんたちも大変です。まっすぐ行けば安全で距離も近くなるのに、途中からとても安全だとは言えない上六栗区内の狭い道路に曲がっていくのです。上六栗の生徒さんも学校は近いといえ、危険性

は同じです。

上六栗区内の道路拡張工事が動き始めてから、かなりの年数がたっています。上六栗区内の県道蒲郡碧南線の道路拡張工事の進行状況と完成のめどはいつか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 県道蒲郡碧南線は、国道23号蒲郡バイパス幸田桐山インターチェンジから蒲郡臨海工業地域への最短経路となっており、平成26年3月に国道23号岡崎バイパスの蒲郡インターチェンジから幸田芦谷インターチェンジまでの5.9キロメートルが暫定2車線で、共用した後も依然として大型車両の交通量が多い状況です。このうち、上六栗地区の約600メートル区間は幅員が狭隘で道路線形も悪いことから、大型車のすれ違いが困難である上、歩道が未整備であるため、通学路を迂回させるなど沿線住民の安全な通行に支障を来しております。このため、平成25年度より県において、道路拡幅の設計業務に着手していただいております。令和元年度の地元説明会を経て、用地境界確定が完了しております。令和3年度からは用地買収等に着手して、現在3割の用地買収が完了いたしました。

拡幅工事につきましては、用地の取得状況や予算状況を見ながら進めていくと聞いておりますので、町としても、まずは用地取得が進むよう県と協議をしてみたいと思います。

また、令和4年度からは、国の交付金事業に採択され、さらなる事業推進が期待されますが、予算の確保の状況と地権者様の状況に左右されますので、完了は未定となっております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 一日でも早く完成させ、生徒さんはもちろん、付近住民の皆さんの安全確保に努めていただきたいと思います。

同じく上六栗区内の県道交差点の件ですが、地元の人たちから交差点の改善要望が出ています。正式に記録を取ったわけではありませんが、付近の人の声は、工事をする前に前向きな意見が多かったと記憶しています。

そこで、これも以前に聞いたと思いますが、県道幸田蒲郡線上六栗交差点の右折車線を造るなどの改良工事の予定は、また、時期などが分かれば教えてください。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 当該区間の県道幸田幡豆線は、都市計画道路安城蒲郡線として都市計画決定されており、幅員16メートル2車線の計画となっていることから、両側歩道及び交差点部右折レーン設置の形で整備される予定でございます。

現在、同じ上六栗地区地内の県道蒲郡碧南線の整備が鋭意進められていることから、この事業の完了後の事業化を目指して事業主体や事業手法など、県と相談しながら検討してみたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） なかなか先の長い話になりそうですが、今お願いした交差点の改良は、通学路の安全対策だけではなく、通常の混雑解消にも大きな効果があります。この交差点は、桐山インターへ向かったり出てきたりする大型トラックなどが多く右折・左折します。そのたびに、一般に通行する車は1信号、2信号動くことができない

こともあります。

今後、企業庁による須美地区の企業誘致や民間開発による企業進出もあり、ほかにも桐山インター付近で民間の企業団地の開発の話もあります。それらが完成するたびに、大型車も一般車両も間違いなく増えてきます。この、絶対なるであろう道路環境の変化を見越した周辺道路の整備も必要だと思います。こういったことを並行してやらないから、後々困るのではないのでしょうか。

この交差点付近では死亡事故が起きています。この事故の原因、現象に合った対策がなされたとは思いません。県道とはいえ、幸田町内の死亡事故です。もっと強く事故防止対策を働きかけるべきではなかったかと思います。

また、この交差点の改良とは別に、前からも依頼していることですが、県道幸田幡豆線の金星工業上六栗工場付近から上六栗交差点まで、六栗から続いている片側歩道の延長はできないか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 県道幸田幡豆線の六栗地区・上六栗地区は、蒲郡臨海工業地域と岡崎市南部工業地帯やデンソー西尾工場を結ぶ幹線道路となっております。

沿線では、幸田六栗土地区画整理事業が既成するなど、人口が増加し、朝夕は通勤・通学等の交通量が多い状況と認識しております。上六栗交差点までの片側での歩道整備については、沿線に家屋が連担しており、両側の家屋連担の移転を伴った形の道路線形で安全性が確保できると考えますが、家屋移転など影響が大きいこと及び事業費が膨大となることから、事業費の削減の観点では有意義ですので、事業化される際は、貴重な御意見として愛知県に提案をいたします。また、当面の自転車等迂回ルートとして、県道東側の舟山川堤防道路を昨年度に舗装いたしましたので、御利用いただければと思います。

さらに、今年度は、上六栗の消防団詰所辺りの豊坂小学校と南部中学校通学路において、民地の畑かさ上げにより道路のり面が余剰地となったのを利用して、ガードパイプ約120メートルを設置などの舗道新設工事を行い、継続して安全対策に努めてまいります。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） いろいろやっていただけるということでありがたいのですが、この片側歩道ができれば、南部中学校への通学路の問題は50%解決だと思います。また、先に言いました死亡事故も起きなかったかもしれません。いつやるか分からない交差点の改良は先送りしても、この歩道の延長だけは実現させてほしいと強く要望します。交差点を改良するときには、歩道も敷設するわけですから、歩道だけ先行もいいではないかと思います。

この歩道の延長ができないため、区画整理地内から南部中学校に通う生徒さんは県道幸田幡豆線を一旦横断しなければなりません。そしてまた、同じ県道を上六栗で横断しています。またその前には、まだ残っている上六栗地内の国道23号線を横断して、最後に学校前の県道蒲郡碧南線を横断して学校に向かっています。こんなにジグザグで交通量の多い道路を通学路としていることに、人に、生徒に優しい思いやりがあるとは思

えません。

区画整理地内の生徒が南部中学校に行くのに最初に県道を横断する場所は、先ほど退避場所を造っていただいたと言いました、六栗信号交差点です。今は10人ほどの中学生ですが、豊坂小学校の低学年の子どもが中学に行く頃は、1年生、2年生、3年生を合わせると100人前後の生徒さんの数になります。そして、小学生は180人以上になり、通勤の人、通学のため自転車で駅に向かう高校生などが集中して、この信号交差点は大混乱することは間違いありません。

また、南部中学校に通う生徒は、学校と真逆の方向に向かってこの交差点に来て横断し、Uターンして学校に向かうという効率の悪さもあります。この状況を早く解消するために、先にも言いました、上六栗交差点までの歩道の延長をお願いしているところです。

それがすぐできないなら、県道幸田幡豆線の幸田みやこ認定こども園付近に、押しボタン式信号機付横断歩道の設置をしていただきたいと強く要望しているところであります。これは、区画整理事業が始まり、認定こども園ができた頃から7年、毎年のように要望を出しています。ここに横断歩道ができれば、こども園に通う園児だけでなく、南部中学校に向かう生徒も利用することができ、Uターンのようなことをすることなく学校に向かって、今よりも少しは安全にスムーズに行くことができます。

この要望に対し、設置するかどうか現地調査を行ったと聞いています。その内容と結果はどうでしたか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 六栗のみやこ認定こども園付近の押しボタン式信号機付横断歩道設置要望につきましては、昨年令和4年7月19日に、岡崎警察署交通課の規制係による現地調査が行われております。調査を行った時間帯につきましては、午前7時15分から8時15分までの1時間で、調査内容の1つ目といたしましては、六栗交差点を横断する小中学生の数の調査、2つ目といたしましては、県道幸田幡豆線の通行車両の台数調査、3つ目としまして、要望箇所付近の県道幸田幡豆線を横断する人数の調査、この3項目でございました。

調査結果につきましては、1つ目の六栗交差点を横断する小中学生の数につきましては、小学生83人、中学生2人、2つ目の県道幸田幡豆線の通行車両台数につきましては、北行きの通行車両が378台、南行きの通行車両が317台、3つ目の要望箇所付近の県道幸田幡豆線を横断する人数につきましては、1人でございました。

警察の見解といたしまして、みやこ認定こども園付近での押しボタン式信号機付横断歩道設置につきましては、新たに横断歩道を設けて対策を行うよりは、六栗交差点へ歩行者を集中させ、六栗交差点を安全に横断できるよう対策を行うほうが効果的であるという結論に至ったため、六栗交差点の歩行者の安全対策を現在検討中であると聞いております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 今のお答えで、横断者が1人いたというか、1人しかいなかったから、六栗交差点の安全対策のほうにウエートを向けていくということですが、この調査

は押しボタン式信号機付横断歩道を造るかどうかの問題で、先に言いましたように、ここを園児だけでなく、南部中学校へ向かう生徒さんたちにUターンなどをしなくても今よりもスムーズに通学してもらうための要望です。

ここに調査してくれたデータがありますが、通告までに手に入らなかったもので、これを見てくれと手を挙げたり配付することはできませんが、今言われたとおり、7月19日に1時間調査していますが、そのほか前後3日間1回30分だけ調査しています。つまり4回調査しているということですが、その結果は何と、ここに書いてあるんですけども、「調査時横断者なし」と書いてあります。横断歩道がないから横断する人がいないのは当たり前だと思います。ある関係者からこれを見せていただいたときは、哑然としたものです。これからも要望は続けていきます。この調査で終わりではありませんので、関係部署の応援、よろしくお願いします。

今年の8月8日午前8時頃に、認定こども園前に園児を送ってきて、右折して園内に入ろうと県道に止まっていた車が追突され、運転手のお母さんと園児2人、追突した車の運転手も救急車で運ばれる事故が起きました。ちょうどその日は総務教育委員協議会があり、役場に向かっていく途中で2台の救急車とすれ違い、ちょっと気になったものです。

協議会が終わってからスマホを見ると、園長先生や区長、父兄の方から事故の情報が入っており、すぐにこども園に行き詳細を聞きました。このときにも、横断歩道が早く欲しいと言われました。この近くの人も、園児の送迎は横断歩道があればすぐ行けるのが、それがないのでわざわざ車で出かけ、県道を右折して園内に入る人が45人もいると聞きます。六栗に、そして幸田町に来て、住みついて、税金を払ってもらい、子どもたちも増えて、持続可能な町を目指す幸田町に大変貢献してくれている人たちなのです。この人たちの声を聴き、期待に応えるには、こんなにちぐはぐで安全性も距離的な効率も悪い状況を改善してあげることではないかと思います。

これからもほかの地区での区画整理事業や福祉関連事業や企業誘致事業が進められていきます。何かやれば人の動き、車の動きが変化したり増えたりします。それを見越した周辺道路などの安全対策を躊躇することなく、どんどん進めていただきたいと思います。

さて、ここからは、自転車を使った通学に対しての法令上の確認などをさせていただきます。

まず、自転車の歩道走行が認められる条件は何でしょうか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 道路交通法の規定によりまして、自転車の歩道通行が認められるケースは3つあります。

1つ目は、道路標識や道路標示によって通行することができるとされている場合。

2つ目は、自転車の運転者が幼児や児童である場合。つまり、年齢にいたしますと13歳未満の者。そして、70歳以上の者や身体障害者。

3つ目としましては、車道または道路の状況に照らし、通行の安全を確保するために自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合であります。この「やむ

を得ないと認められる場合」につきましては、道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行するのが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車の通行量が多く、かつ車道の幅が狭いため、追い越しをしようとする自動車などの接触事故の危険性がある場合など、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるときと規定をされております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） やむを得ないということは、安全性に問題があるということにつながるのだと思います。また、13歳未満ということが引っかけられますが、町内全般で中学生が自転車通学で歩道を走行しているが、これは法令上問題はないか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 道路交通法の規定によりますと、自転車の歩道走行が認められる年齢は、13歳未満または70歳以上となりますので、13歳から15歳の生徒につきましては、原則として歩道の走行は認められておりません。ただし、道路事情により道路上を走行することが危険な場合につきましては、歩道走行を認められる場合があるとのことでございます。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） やはり道路事情が悪いわけです。夏休み中など、幸田中学校や北部中学校から部活の遠征などでしょうか、県道幸田幡豆線を自転車で走行し、南部中学校へ向かう光景を見ることがあります。彼らは六栗からしばらくは歩道を走行することができますが、前にも言いましたが、金星工業上六栗工場付近から歩道がなくなるため、上六栗交差点まで約100メートル車道に出て走行しています。左側通行ですし、道路交通法に問題がないのなら、六栗から南部中学校への登下校をする場合、ほぼ真っすぐに学校に行けるこの方法を正式に通学路として認めることはできるでしょうか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 通学路の設定につきましては、歩道が整備されていることなど、児童生徒の安全が確保されているかどうかを確認して設定しております。

南部中学校の通学路につきましては、議員の言われる上六栗の県道につきましては、現状歩道がなく路側帯も狭く、また、交通量も多いため、通学時の生徒の安全確保ができないことから、別の町道を通学路に設定しております。

また、部活動の遠征などで他校の生徒が南部中学校に向かう場合に、当該道路に自転車で走行することがあるということですが、そのような場合には、部活動の顧問などが要所に立ち、安全確認をしながら対応しております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 今の答えて、例えば地域の人が顧問の先生のように生徒たちの安全を見守る行動をしたら、どうでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 当該箇所の道路につきましては、平日は特に大型車の通行が多

く、登校時間帯は通勤の車も多い状況であります。また、下校の時間帯は部活動などによりばらつきがあります。そのような中、生徒の安全をボランティアの方々に任せる前提でこの道路を通学路とすることは、ボランティアの方々の恒久的な確保、また、ボランティアの方々の負担、万が一、事故があった場合のことを考えると適切ではないと思われます。

日頃から地域の方々に見守り活動は大変ありがたく思っているところではありますが、できる限りより安全な道を通学路に設定していくことが適切であると考えております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 確かに毎日朝夕の見回りの人の確保は大変だと思います。物理的にも具体的対策ができないなら、スクールゾーンなどを指定して時間限定で車の通行を禁止するなどの強い姿勢が必要だと思います。スクールゾーンは小学校に限定されているようですが、中学校に造ってはいけないとはなっていません。

今回は豊坂小学校、南部中学校の通学路の安全対策のお願いをしましたが、豊坂学区だけではなく、町内には何カ所も危険な通学路があります。実際に、事故は危ないと言われているところで起きている場合が多いと思います。

通学路の問題で私が今でも悔やんでいることは、以前にも言ったと思いますが、幸田高校前の歩道を下校中の北部中学校の2人の女子生徒を、私と同じ会社の若い従業員の運転する車が歩道に乗り上げ、女子生徒1人は亡くなり、もう一人は軽傷という交通死亡事故がありました。当日、すぐにけがをした生徒さんの家におわびに伺いましたが、ショックが大きいということでお会いすることはできず、傷ついた鞆や制服を家族の方に見せられて、「もう使えません」と厳しく言われたものです。現場の道路は、工事中で舗装がはがされたままでこぼこ、そして、マンホールのふたが飛び出ており、そこにタイヤが乗り上げてバランスを崩し歩道に乗り上げてしまったものです。たまたまそこに生徒2人が通りがかり、悲惨な結果となりました。

偶然が重なった結果といえ、原因は偶然ではなく、道路状況の悪さなのです。せめてマンホールのふたが飛び出ていることを表示して、コーンのようなもので囲っておけば、タイヤが乗り上げることはなかったのにと考えたものです。しかも、その夜のうちに徹夜工事で舗装を完了させ、マンホールのふたは奇麗にアスファルト舗装に埋まって道路と同じ高さになり、事故現場であったことが分からない姿になっていました。やればすぐできるのに、せめてマンホールのふたに乗り上げないように処置ができていればいいのにと考えたものです。事故が起きますと、ああしておけば、こうしておけばという言い訳と反省ばかりです。これから楽しみがいっぱい待っている子どもたちの将来を奪ったり、家族のために仕事に頑張っている若者の人生を狂わすようなことをさせてはなりません。

これまでもかなり多くの交通安全対策を進めてもらっていることは承知していますが、区画整理などで周辺環境が変われば、新たな問題も出てきます。一つ一つ遅れることなく、町の皆様の声に応えていただきたいことをお願いし、次の質問に移ります。

駅前区画整理も完了しましたが、せっかく造った新しいロータリーの利用が少ないように思われます。利用度を向上させる方策はありますか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 新たに築造したロータリー、駅南ロータリーの需要が少ないことは承知しております。駅南ロータリー及び駅前交差点を整備する前まで、通勤・通学時間帯の既設駅前ロータリーの状況は、2列で車が停車し、その間を送迎が済んだ車が通過するなどしても、渋滞が交差点の外まで及んでおり、明らかに容量不足であったことから、ロータリーの築造に至っております。

現在の利用が少ないことに関しましては、駅前ロータリーがいっぱいになっても、駅南ロータリーに行かず、商店街駐車場や駅前のコンビニ等に駐車するためであると考えます。今後につきましては、昨年度も、渋滞時には駅南ロータリーを利用してくださいという看板を駅舎入り口手前に置かせていただきましたが、いま一度、周知に努めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） やはり新しい駅南ロータリーは不便なのかもしれません。しかし、距離から見ても、あれぐらいの距離はこの駅でもありますし、決して遠くはないと思います。

次に、駅前ロータリーも、新しい駅南ロータリーも、道路交通法が適用される公道ですか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 幸田駅前ロータリー、新しい駅南ロータリーともに町道認定がされている道路ではありませんが、岡崎警察署へ確認したところ、不特定多数が出入りする道であるため、道路交通法の適用対象となるとのことでございます。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 道路交通法が適用されるとして、駅前の信号交差点を渡っていく人のほとんどが、左右の歩道を使わずロータリー内を真っすぐ改札口へ向かっていく、これは違反ですか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） ロータリーにつきましては、横断禁止の交通規制はないため、ロータリーを歩行者が横断すること自体は違反ではございません。ただし、道路交通法の規定により、歩行者が車両の直前直後を横断することは禁止されておりまして、車両の直前直後を横断する場合については違反となるとのことでございます。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 通勤・通学時間帯は、車と人が混雑して危険です。雨の日などは、なおさらひどい状況になります。人と車の軽い接触は時々あり、トラブルになることもあります。いつ事故が起きてもおかしくない状況です。

信号を渡って改札口に向かう人のほとんどは、真っすぐ車道というか、ロータリーを横切っていきます。電車の発車が迫れば、走っていく人もたくさんいます。逆に、改札口から出てきて道路の信号が青だったら、横断するために走っていく人も多くいます。私もそうするかもしれません。皆さんはどうでしょうか。どちらかという、規則を守りにくい構造にしておいて、横断禁止の規制はないから歩行者は違反ではないとか、車両の直前

直後を横断することは違反だとか、右に回れ、左に回れでは、さすがに人に優しくない策だと思います。

そこで、思い切って今の駅前ロータリーは全部歩行帯として、ある意味、駅前広場にしてみてもどうかと提案します。タクシー乗り場とか、体の不自由な方などの改札口は別途検討するとして、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 駅前ロータリーを全部歩行帯とすれば、車両は入らなくなるため、安全性は向上いたしますが、障害者や妊産婦など、送迎やタクシー利用など、駅を出て目の前で乗降できるという利便性が低下してしまいます。

また、御指摘のとおり現状でも通勤・通学時間帯は混雑していますので、ロータリーを1つ減らしてしまうことは、さらなる混雑を招くおそれがあり、混雑が新しいロータリーに移ることとなると考えます。

まずは、人と車両の接触を防ぐために、ロータリー内の横断を防止するような防護柵、看板、路面標示等で対応を検討いたします。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 幸田駅に町外から中学生や高校生などが、部活なのか、大勢の生徒さんや学生さんが来ていることをよく見かけますが、みんな集まって並ぶこともできないし、道具も並べるスペースもなく困っている姿を見ます。ある意味、不便な田舎の駅前の姿です。

大きなあずまやを造ったり、ちょっとしたイベントができるようなオープンスペースを造ったらどうでしょうかという提案です。そうなれば、JR利用者は、車はいないので安心して真っすぐ改札口に向かうことができるようになります。2つのロータリーが混雑しているのに、1つにせよと言っているわけではありません。車で送迎は、利用度の少ないというより、ほぼ使われていない新しい駅南ロータリーを使うようにしたらいいかと思います。

駅改札口を出てから新しい駅南ロータリー全体に雨よけ・日よけの屋根を造ればいかがでしょうか。駅南ロータリーのほうが傘もささずに行けて便利で、そして安全だともなれば、利用する人は増えると思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 駅舎から駐輪場を通り、新しいロータリーまで全体に雨よけ・日よけを設置しますと約150メートルです。相見駅の東西に設置しています雨よけ・日よけの屋根としてのシェルターは、133メートルで約1億円の建設費であったため、近年の物価上昇等から、さらなる費用が必要となります。利便性は向上いたしますが、高額な投資が必要となるため、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） いろいろお金はかかると思いますが、これから駅前も新しい道路が整備されてきます。幸田町の顔ともなる幸田駅に降り立った人に、良いイメージを持ってもらいたいものです。

先ほども言いました、町外から来る中学生や高校生は、一生に一度幸田町に来るか来

ないかというレベルかもしれませんが、初めて降り立った駅のイメージは大切です。幸田町の良し悪し、好き嫌いがその瞬間決まってしまう、一生記憶に残り、悪い風潮を広められたら最悪です。安全で広々とした、人々が集うことができる駅前広場と、車ででの送り迎えは雨もしのげる快適で便利な新しいロータリーにするなど、機能的で有効的な活用をして、せっかく造った施設を活かしてほしいと思います。遠い将来、やるかどうか分からない駅の橋上化を目指すよりも、今求められている安全性、効率化を具体的な形で整備するほうが絶対に必要だと思います。一度検討していただくことをお願いし、質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野房男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時52分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、稲吉照夫君の質問を許します。

12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず最初に、治水について、治水対策についてお話をさせていただきます。

最近、全国各地で線状降水帯による豪雨災害が多く発生しています。我が町においても昨年9月、今年6月に豪雨による災害を経験しています。菱池遊水地の工事が進められていますが、完成後は大丈夫と太鼓判が押せるだろうか、心配です。また、広田川に流れ込むまでの河川、道路側溝等の流水容量能力は大丈夫だろうか。また、実際にJR幸田駅前、相見地域、六栗地域に道路冠水、あるいは床下、床上浸水が発生しています。

今後も異常状態が続くと思われます。年に一度は豪雨災害が起きることを想定して、治水対策、今後のまちづくりを計画しなければならないと考えます。

治水対策を中心にしたまちづくを考えたいと思います。

最初に、平成20年の8月豪雨で広田川堤防が崩壊したことの対策として、菱池遊水地の工事が進められています。令和8年度完成の目標とのことですが、線状降水帯のような豪雨が発生した場合でも大丈夫なんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 菱池遊水地につきましては、愛知県により広田川の河道改修と菱池遊水地により年超過確率1/10に対応した整備を進めています。整備計画に位置付けた整備水準を早期に確保し、災害の発生の軽減を図り、下流からの河道改修の整備効果を最大限に発揮させる菱池遊水地の整備を、大規模特定河川事業により実施しております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 10年に一度という確率での発生を想定しているとのことですが、具体的には時間降雨量は何ミリか、また、一日降雨量は何ミリを想定しているかお聞き

いたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） おおむね10年に1回程度発生すると予想される規模、時間降雨量39ミリ、24時間降雨量202ミリの降雨による洪水を安全に流下させることと
しています。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 時間降雨量39ミリということですが、6月豪雨では確か時間降雨量50ミリ強であったと記憶しておりますが、実際にこういうことが起きていますので、やはりそういった面では心配があるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、広田川の流量が上がれば、広田川に流れ込む支流の流れも良くなると思いますが、広田川に流れ込む側溝や配水管の容量は、現状大丈夫でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 六栗土地区画整理地内については、おおむね30年に1回程度発生すると予想される規模、時間降雨量67.3ミリ、24時間降雨量222.5ミリの降雨による洪水を安全に流下させる能力で整備しておりますが、市街化調整区域につきましては、地域の住民の情報や地形を勘案して、弱点を補う形で整備してまいります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 六栗については時間降雨量も整備されて、対策されたまちづくりということでお聞きしました。

しかし、豪雨が発生すると、必ずと言っていいほど冠水する地域があります。六栗地域もそのうちの1カ所ですが、ここには排水機が設置されております。しかし、能力が足りないのか、排水が間に合わない状態で広田川西一帯が冠水しています。排水機の能力を大きくする必要があると思いますが、対策はできているでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 町が管理いたします排水機場につきましては、議員が言われました六栗地域排水機場をはじめ、全5基場であります。いずれも農業用の施設として設置されたものであり、農作物の淡水被害が生じないように降雨時に稼働しているものでございます。

したがって、ポンプの排水能力につきましては当然、農業用施設としての基準を基に決められ、設置されたものでございます。ただし、現実的にはどのポンプも市街地の冠水を防ぐ排水機能の役割を併せて担っている施設となっている状況でございます。

降雨時には一帯が冠水するということですが、こちらにつきましては、近年のゲリラ的豪雨に伴う想定を超える降雨や放流先河川の急激な水位上昇に伴う氾濫や決壊を防ぐために、ポンプの運転を強制的に停止せざるを得ない状況となるなど、特に豪雨時にはポンプの運転が気象状況や河川状況等に大きく左右されることもあり、結果、周辺地域で冠水被害が生じているものと考えております。

そんな中でありますが現在、六栗排水機場につきましては、設置後40年以上が経過し、機械設備の老朽化による排水能力の機能低下が生じていることも懸念されることから今後、県営事業にて改修することにより、引き続き適正な排水能力が確保されるよう、

愛知県に対しまして要望、協議調整を進めているところでございます。

また、排水能力を大きくすることにつきましても、河川管理者との協議が必要であり、河川への排出量が決められている中、排水能力アップにつきましても非常に高いハードルであると思っておりますが、こちらにつきましても今後、事業計画の認められる範囲内において、愛知県及び関係機関へ協議調整をしてまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） なかなかややこしい問題がありそうだということは分かります。が、しかし、排水機的能力を上げて、今説明がありましたけれども、排水を受ける河川的能力とのバランスということもお聞きしました。

しかし、菱池遊水地ができれば、赤川の流量もゆとりができそうな気が私はしますが、その辺のことも考慮されてのことでしょうか、お考えをお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 排水を受ける河川的能力とバランスについては、排水地点より下流に未改修区間などの狭窄部があると、そこに影響を与えないよう、現況の河川断面に見合った排水量しか河川は受け入れることができません。河川改修が完成すると、計画で見込んだ配水量を受けられるようになります。

菱池遊水地完成による赤川のゆとりについては、菱池遊水地が完成すると赤川の流量にゆとりができるわけではありません。しかし、菱池遊水地により赤川水位の上昇を抑えることはできますので、その間、内水からの排水を受ける時間を確保することはできると考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ぜひその辺も含めて、やはり現実には何度か冠水しとるわけですので、少しでも水が流れやすい、冠水のないことを祈ります。

今現在、ほかにも冠水の問題で今から確認したいんですけども、冠水時の対策として、町内3カ所のアンダーパスがあります。そのうち愛知県が管理する錦田アンダーパスは、自動的に通行止めが稼働するようになっていて、災害防止に非常にありがたいと思っております。

アンダーパス以外にも、道路冠水地域が何カ所かあります。幸田駅東西、それと六栗、相見など、二次災害を防ぐため交通規制ができないものかと思いますが、何か対策はありませんか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 町内3カ所のアンダーパスのうち、県管理の錦田アンダーパスについては、水位計によるセンサーで自動的に道路封鎖を行う設備が設置されております。町管理の残り2カ所についても、同様の設備設置を検討いたします。

アンダーパス以外の冠水地域につきましても、職員によりトラ柵等による封鎖を行っていますが、SNS等の活用により状況の周知を行えるよう、調査・研究をしてまいります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ぜひ安全対策はしっかりと講じてほしいものだと思います。いずれ

にしても、二次災害も怖いことですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町内各所に農業用ため池があります。治水対策に利用することは難しいでしょうか。豪雨時の最初の雨水を上流地域でためて調整できないかと考えますが、難しいでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 農業用ため池につきましては、町内に55カ所あり、地位の重要な農業用水の水源となっております。

一方、ため池は、降雨の際には水をためられることから、治水機能が備わっている施設とも言えます。

農業ため池の治水対策としての利用の1つといたしましては、一般的には豪雨が予想される際に、事前にため池の水位を下げておく「低水位管理」が挙げられますが、洪水期は農業用水としても安定した水量が必要な時期であるため、こうした低水位管理の実施は、受益者にとって農業経営の安定した水源確保という面からも理解を得るのは難しく、本町の営農状況、利水状況等を踏まえますと、その水源の多くをため池の水利に依存していることもあり、低水位管理によるため池での洪水対策については、現実的には難しいのではないかなと考えております。

ただし、上流地域に存在するため池を治水対策として利用することは、その下流の市街地を守ることはもちろん、同様に下流域の受益地となる農地を守ることにもつながることになりますので、ため池の管理者である土地改良区や受益者の方々といろいろと議論はしてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ため池を利用するというのは難しさがあるようですが、やはりその辺のところも調整をしていただいて、少しでもそういった下流地域の水害のために何とか検討願いたいと思います。

次に、今、荻谷土地区画整理事業が進められております。この地域の雨水は全て幸田駅前の方に流れていきます。

そこで、少しでも駅前に流れる雨水を調整する必要があると思います。ため池も計画されていますが、建物が建ちますと雨水は全て下に流れます。

そこで、雨水を吸収する方法として、道路とか駐車場において浸透性のアスファルトの設置をお願いしたいと思いますが、その辺の計画はいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 荻谷土地区画整理事業については、令和7年度に事業認可及び組合設立ができるよう手続を進めているところでございます。地区内に計画されている道路のうち、幹線道路で歩道付き道路となります町道幸田荻線と本路線から国道248号線の荻西野交差点までの区画道路につきましては、歩道の舗装に、雨水を地中に浸透させる透水性舗装の採用を考えております。

なお、歩道の有無にかかわらず、車道部分につきましては、重車両も含めて車が通られるだけの強固な構造にする必要があるため、雨水が地下まで浸透する構造にはできませんので、通常のアスファルトでの施工を考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 分かりました。道路は使用目的がきついということでなかなか難しいようですが、区画整理事業には商業施設等が予定されているわけで、当然そこには駐車場等が設けられると思います。そういった意味で、地下に改めて貯水槽を持っていたく、また、住宅地域におきましては、各家庭に協力を求めて貯水槽を設けていただくということも考えられると思うのですが、こういった働きかけは無理なことなのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 強制というわけにはいきませんが、民間の方に対してのお願いといたしまして、宅内の雨水浸透ますや雨水貯留槽、雨水タンクや大区画に誘致を検討している商業事業者へ駐車場等の透水性舗装など、何らかの雨水対策への取組について今後、適宜に働きかけをすることも併せて検討してまいります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） やはり今後、今から計画することですので、やはりそういったいろんな面から働きかけて協力をしていただくようお願いしたいなと思います。

そのほか、町全体の中で今後、道路改修あるいは公園整備等の工事がいろいろ出てくると思いますが、そういった場合に、道路とか公園の地下に貯水管の設置はどうだろうかと思っています。特に上流地域においては、地域によっては有効な治水対策と考えます。その辺のところを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 荻谷区画整理や幸田駅前の県道などの地域全体を想定した質問と存じます。

区画整理で造る道路は、町道、国道248号線から幸田駅へ向かう芦谷蒲郡線や、その後継事業の位置付けである商店街の通りの都市計画道路芦谷高力線は、県道でございます。荻谷学区の地形は東から西へ傾斜しているため、町道である区画整理で造る道路に関しては、東西方向へ走る町道幸田荻線や区画整理地内の西端の区画道路などへの横断側溝やグレーチングなどの増設など、雨水対策を検討してまいります。

県道については、雨量が多いと特に幸田駅前の交差点に水がたまる状況を、これまでも県に写真や動画も交えて訴えてまいりました。県としても、事業中の芦谷蒲郡線の側溝は通常片側1つであるところを、車道と歩道の間と歩道と民地の境の2カ所への設置、歩道は透水性のブロック、車道は雨水が浸透するアスファルト層の下を非透水性とする排水性舗装とするなどの仕様で工事を進めてきておりますし、荻谷小学校前の芦谷蒲郡線へのグレーチングの増設を今年度に行っていただきましたので、芦谷高力線についても県に対し、貯水管に限らず地域の特性に配慮した対策を検討してもらえるよう、働きかけを継続してまいります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 今お話がありましたように、二重の側溝を造るとか、そういったいろいろな形で新しい試みをされているということで心強く思う次第であります。

この荻谷地区区画整理事業に合わせて、荻地区に圃場整備が計画されております。こ

の圃場整備事業の計画の広さというものはどのぐらいあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 議員言われる荻地区の圃場整備事業についてでございますが、こちらは令和２年度に準備委員会が組織され、順調に進めば、最短で令和８年度に新規の補助事業としての採択をされるよう目指して動いているところでございます。

当該地区につきましては、主に国道２４８号から東側の区域に農地が約４０ヘクタールございますが、現在、アンケート調査結果などに基づく地権者の事業同意をまとめており、現時点における事業計画上の区域や面積等については、まだ確定していない状況でございます。

○議長（藤江 徹君） １２番、稲吉君。

○１２番（稲吉照夫君） 今はまだ計画の最初の段階で、広さは４０ヘクタールあるけれども、具体的にどういう形になるのかはまだこれからの問題ということですが、圃場整備のときに、この事業に合わせて田んぼダムの設置を提案したいと思います。

ここで、田んぼダムの仕組みをちょっと説明させていただきます。

これは、総務教育委員会で新潟県見附市に視察に行ってきた中身ですけれども、頂いた資料に「田んぼダムとは」ということで、読ませていただきます。

「田んぼダム」とは、田んぼの多面的機能の１つである水をためる能力を利用して、排水口を小さくし、流出量を抑制することで、大雨のときなど一時的に水をため、河川への負荷を軽減する取組です。河川水位の急激な上昇を抑制し、洪水被害の低減を目指します。田んぼダムは、貯水ダムのように大量の水を貯留するものではありませんが、取組面積が大きくなるほどより大きな効果が発現しますというふうにあります。そういった説明を受けました。

排水口を小さくする構造というのは、簡単に言うと排水ますの中にじょうごを入れたような形で、一定の量は常に流れるが、それ以上雨が降った場合の水は自然と制御されるということでもあります。ほかにも堰とかそういった形のいろんな方法もあるようですが、このじょうごを使ったような形のものが一番良いとされて今、見附市では実施されているということで、調整菅設置の初期費用は約１万５，０００円ぐらいで済むということで、これは大分前の話ですので、いろいろ高騰してますのでそんな価格じゃないかと思いますが、それにしてもある程度安いものでできるということです。

あと、この１つの特徴は、実際にこれを設置してから農家さんの操作が要らない、これは自然の流れでずっとやっていきますので、農家のそういった田んぼの所有者の方が、雨が降るたびに調整に行き堰のふたを開けたり閉めたりとか、そういうことがなしにほかっておけるということが特徴だというふうに勉強してきました。

ということで圃場整備事業、私は、これは一つのそういったことをやるチャンスかなというような気がいたします。今説明しましたような仕組みで、豪雨のときに一定量は排水されるが、多い分を田んぼにためておく設備ということで、田んぼからの排水を調整することで下流、荻であれば幸田駅前の流量の負担軽減になるという想定になるかと思います。こういった計画を進めていただくことはどうでしょうか、お考えをお聞き

いたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） ただいまの議員から御提案と、それから御説明をしていたきました田んぼダムについてでございます。

今、一部御紹介もございましたけども、具体的な整備手法の1つとして、各圃場の排水口に専用の石板を設置することにより、水田の水位を一時的に上げて雨水を貯留し、下流への流出量の低減、調整を図るというものでございます。

この田んぼダムを取り組んでいくには、今、初期投資としてあまりかからないよというお話もございましたが、当然その効果や必要性、方法等について丁寧に地権者、耕作者等へ説明をし、理解を得ていく必要があります。その上、農家さんの手間、これにつきましても今、農家さんの手間があまりかからないタイプもあるよという御説明もありましたが、そういったものや収量、品質への影響が心配されるなどの懸念事項もありますので、今後、本地区の事業計画を策定していく中で、様々な検討項目の1つとして、地権者や関係機関等と情報共有させていただいて進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） まだ時間的余裕がありますので、ぜひしっかりその辺のところをPRしながら、やはり実際に設置するときのそういった心配事を解消して、農家の方の負担にならないように計画して進めていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、私が田んぼダム設置にこだわる理由があります。

令和4年1月に、豊坂小学校の6年生の児童が議会見学に来て、勉強の一環としてこの議場でプレゼン、質疑応答がありました。こういった事業をやっていただきました。その中の児童の1人の発言として、これは広報の議会だよりの184号だったかに載っておる中身ですけれども、それをそのまま読ませていただきます。

よく行くお店で、遊水地よりも水田のほうがたくさん水がためられ、助成金もあることを聞きました。田んぼで水害対策をしてほしい。堤防を高くして、田んぼを増やしたほうがいいと思います。という発言がありました。

これは、先ほど言いましたように、議会だよりの184号に掲載されていたものをそのまま話させていただきました。やはりこの児童の意見を実現させるということも、これは全然悪いアイデアじゃないと思いますし、そういった面で何とか実現させてあげたいと思うわけであります。

今年中学1年ですかね、先ほど言った令和8年度頃にそういった話ができれば、ちょうど選挙までは行かないとしても、そういった関心を持つ一番良い時期かなと思いますので、児童が学んで一つの考えを具現化できれば素晴らしいことだと、私は思います。そして、そういったことが実現することによって、町政への関心も高まるのではないかなというふうに私は期待するところであります。

そんな新しい町政への第一歩として、この声を取り上げることによって、町政への新しい町民の意見の第一歩として重要な意味を持つかなというふうに思いますので、町長のお気持ち、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 子どもたちが、防災対策ということで荻谷の圃場整備、そしてまた区画整理事業の推進に当たり防災に関心を持っていただいて、一つの提案をいただけるというのは大変有意義なことだと思っておりますし、また、田んぼダムについても大変面白い手法だと思うし、現地を視察で見られたということで参考にしていかなければならないと思っております。

部長の答弁したとおりであります。大局に立ちますと、やはり遠望峰山の上に線状降水帯のような大雨が降ったときに時間雨量100ミリ以上、当然そこから幸田駅に近づくときのあの東から西の傾斜というのは、相当感覚的にあると思います。248号線を囲って区画整理のところで、これから令和8年度に始まる圃場整備、これをうまく兼ね合わせることによって、新しくできる可住地としての区画整理地内の防災対策として田んぼが持つ機能というのは、とても重要だと思っております。

そういった意味で、子どもたちが提案してくれる考え方も1つではありますが、やはりこの水が菱池遊水地のほうに流れていく、幸田駅の前をくぐっていく、区画整理の中で相当ため込みながら、そこで可住地の人たちが決して困らないようにする、だけでも、その上流の遠望峰山から下からの圃場整備の田んぼが何らかの形で機能する、こういった一体的な機能を考えるという上で、様々な方向性の角度からいろんな検討をすることによって防災対策、治水対策がこれからどんどん進化してくると思っております。

貴重な意見をありがとうございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ありがとうございます。ぜひ今後のまちづくりの条件として、少しでもプラスになるように考えていただきたいと思います。

次に移ります。

2問目。幸田駅前土地区画整理事業は終了いたしました。しかし、幸田町の玄関としての幸田駅としては、とても寂しい気がいたします。

県道芦谷蒲郡線の工事も進んでいます。また、芦谷高力線も駅前から交差点までの拡幅工事が計画され、進められようとしております。幸田駅に通じる道路が改修されても、受け入れる駅の状況も変わらなければいけないなと思います。幸田町の玄関にふさわしい駅周辺を考えていただきたいと思います。

ということで、幸田駅利用者は、コロナ感染症の影響で在宅勤務等変化があると思いますが、コロナ前と現在の利用者数はどのようになっているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 幸田駅の乗客数につきましてですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度には4,215人、また、令和2年度にこの数字が3,383人に減少いたしまして、令和4年度はやや回復傾向にございましたけれども、3,457人と減少している状況でございます。

この乗客数の減少に関するJR東海の見解といたしましては、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、テレワークですとかウェブ会議等働き方の変化、こういったものがあったということがこの減少に大きな影響を与えているのではないかというふう

に言われております。

また、現在ですけれども、令和５年度におきまして新型コロナウイルス感染症は落ち着いてきておりますけれども、依然としてこのテレワークですとかウェブ会議が定着しているということもありまして、一定数継続実施されるのではないかとこの予想もあり、コロナ禍以前の乗車客数には戻らないという、こういった可能性が高いのではないかとこのように想定されている状況でございます。

○議長（藤江 徹君） １２番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ありがとうございます。いずれにしても元にまだ戻っていないということで、いろんな要件が以前と変わってしまっているということが分かります。

利用者にとっては、一番ずっと言われているのが、快速電車が常時停車することを望んでおるわけです。そのために私は、利用者がある程度上がれば快速も止まるかなと思って利用者数を聞いたんですけれども、利用者数じゃなくしてほかにもいろんな条件があるのかなとは思いますが、その辺のところはお分かりでありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 快速電車の増便につきましては、何人になれば可能になるかというような御質問ですけれども、毎年ＪＲ東海のほうにはお願いはしております。確認をしたところによりますと、ダイヤ全体のバランス等を考慮して決めておられるという回答でございました。ですので、乗客数が何人あれば快速の増便があるといった、具体的な条件についてはお示しいただけておらず、把握できていない状況になっております。

○議長（藤江 徹君） １２番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 前から言われている、豊橋名古屋間の名鉄との競争なのかなと、私も若いときからそんな話を聞いたことがあるんですけれども、そういうことかなと思います。

しかし、利用者のことを考えますと、それとプラス、プラットフォームの雨よけ、屋根が非常に寂しい状況で、やはり屋根の延長をしてもらえないかなということがあります。停車する電車の長さに応じて屋根が必要じゃないかなと思いますけれども、その辺のところもＪＲに働きかけて何とか早く実現してほしいなと思うんですけれども、その辺のところの状況はどうでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 幸田駅の、特に雨の日のプラットフォームの安全性が大丈夫かどうかという、大変混雑をしている状況で、そのことについては大変課題という認識は私も含め、担当している職員もそのように思っております。

幸田駅のホームの雨よけの延伸ですけれども、プラットフォーム上の屋根のあるスペースが限られているということで、本当に議員おっしゃるとおり通勤通学の時間帯、普段の日もそうですけれども、雨の日は大変混み合っているという状況が続いております。私も現場を見たこともございます。

このことに関しましては駅の利用者の方々、それから、従業員が利用されておられる

企業様からも御意見をいただいております。ＪＲ東海のほうにはこちらのほうも機会を見ては要望しております、この現状の課題をお伝えはしておりますけれども、現時点での実施の回答は得られていない状況です。

また、雨よけ等の設置の基準に関しましてですけれども、こちらも明確な条件はないということでございまして、自治体負担での設置の改修についても、今現在の担当の方から、そういった事例がなく難しいのではないかという回答でございました。

ですけれども、この通勤通学の時間帯の混雑の状況につきましては、引き続きＪＲ東海のほうへ現状をお伝えしまして、要望を継続してまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） １２番、稲吉君。

○１２番（稲吉照夫君） 分かりました。なかなか難しいということが分かりました。

それと平成２９年でしたか、駅の常駐がなくなって、それから利用者からの苦情はなかったかどうか。やはり、当初はいろいろと心配はしましたのですが、その状況はつかんでみえたらお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 平成２９年の１０月から集中旅客サービスシステムの導入によりまして、案内センターのオペレーターがカメラにより駅の状況を把握し、遠隔操作による駅管理となっておりますが、議員おっしゃるとおり導入当初は心配されておりましたが、今現在、駅員がいないということについての苦情はいただいていない状況でございます。また、ＪＲ岡崎駅等、ＪＲ東海鉄道事業本部にも確認いたしました。集中旅客サービスシステムの導入に伴う苦情は入っていないということでありました。

○議長（藤江 徹君） １２番、稲吉君。

○１２番（稲吉照夫君） 問題ないということで安心しました。いずれにしても、駅は多くの方が利用しますので、その辺の配慮はまだまだ今後も大事なと思います。

次に、駅の東側のロータリーが狭くて使い勝手が悪いようです。特に雨降りには感じます。第２ロータリー利用も少しずつ増えてきていますが、実際利用されているとは言えない状況じゃないかなと思います。何か改善策は考えておみえでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 現在の利用が少ないことに関しましては、駅前ロータリーがいっぱいになっても駅南ロータリーに行かず、商店街駐車場や駅前のコンビニ等に駐車するためであると考えております。

今後につきましては、昨年度も渋滞時に駅南ロータリーを利用してくださいという看板を、駅舎入り口手前にＪＲの許可をいただきながら置かせていただきましたが、いま一度周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） １２番、稲吉君。

○１２番（稲吉照夫君） なかなか解決策は難しいかなとは思いますが、そこで１つ確認なんです、平成２７年に駅舎を橋上化し、自由通路で東西を結ぶ計画案が示されましたが、その後の進展はどうなっているか、また、計画の推進を願いたいですが、その辺の現状、その計画がどうなっているかお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 東西を結ぶ駅自由通路につきましてですけれども、平成２７年度ですが、平成２８年３月に建設部のほうで作成をしております、幸田駅前広場等整備基本計画におきまして、この東西を結ぶ計画案が示されております。町施設として整備をするということを掲げておりますけれども、西側と東側の高低差もございます、また、この実現に関しましては高額な投資が必要となるということもございまして、現在、具体的な協議は進んではおりませんけれども、この東西を結ぶ駅の自由通路に関しましては、駅前の土地利用と駅西側の土地利用の具体化が大きく進むということが前提にあるかと思います。現状としては進んでいないという状況でございます。

○議長（藤江 徹君） １２番、稲吉君。

○１２番（稲吉照夫君） 分かりました。いずれにしても、この橋上化をしますと、今の第２ロータリーも生きてくるのかなということを考えるわけです。先ほども廣野議員のときにお話がありましたけれども、やはり自転車置き場、あるいは第２ロータリーのほうも、雨に濡れんで利用できるとそちらの利用もしやすくなるのかなと思いますし、また、西からも直接駅舎のほうに行ける、やはりそういったものを造れば非常に便利になりますので、ぼちぼちそういった計画を具体化していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 駅舎の橋上化も含めまして、幸田駅全体の整備につきましてですが、こちらは幸田町都市交通マスタープランです。２０１０年から２０３０年の計画となっております、２０２０年に見直しをしておりますけれども、この中の重点戦略の１つとして位置づけをしております、幸田町の玄関口として、幸田駅はふさわしい中心拠点として土地利用の構想との整合性を図りつつ、まちづくりと一体となった新たな交通結節点として橋上駅や自由通路、駅前広場等の構築の検討を推進するというふうに計画のほうをしております。

駅の橋上化、それから自由通路と同様にですが、ＪＲ東海には幸田駅前広場整備基本計画、先ほど申し上げました平成２７年度に策定をしたものも提示いたしまして、この幸田駅の整備の指針、考え方をＪＲと共有しておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、高額な投資が必要となってくるということもあります、それから、駅舎の仕様ですとか、手法や費用負担など、具体的には進んでいないという状況でございます。

先ほど申し上げましたとおり、駅前の土地利用と駅西の土地利用の具体化が大きく進むということが、この構想の実現に関しまして大前提であり、不可欠であるというふうに考えておりますので、この自由通路と駅舎の橋上化に関しましては、長期的なまちづくりの視点での捉えをしてまいりたいというふうに思っております。構想は現在も持っておりますので、将来にわたりその在り方を目指して進めてまいりたいと思っております。

今回御意見をいただきましたホームの屋根の延伸、駅舎の改善、停車をいたします快速電車の増便など、現状での利便性の向上に対する住民の方々からも寄せられております御意見につきましても、常にＪＲに共有をいたしております。引き続き情報共有をいたしまして、まずはできることから協議の場を設けて少しでも進めていけたらというふ

うに思います。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 何とか進めていただきたい。今、三ヶ根駅のエレベーター化とか、そういった三ヶ根駅のほうも進行しておりますので、同時進行というのは非常に難しいと思いますので、その辺は十分理解しとるつもりであります。

しかし、やはり計画していくことは私は大事だと思います。止めとって、じゃあ三ヶ根駅が終わったから今から取りかかりましょうじゃ、また遅くなってしまう。やはりそういった面では、建設等が進んでいくのであれば、幸田駅のほうはもう設計等は進めていく、そんなようなことも必要じゃないかと思いますけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 町内にある3駅につきましては、まちづくりにとりまして3駅プラス1ということでまちづくりを進めているので、どの駅も大変重要な施設というか拠点であるというふうに思っております。

現在、三ヶ根駅のエレベーター化ということで、こちらの三ヶ根駅のバリアフリー化を令和元年度から推進しているわけですが、このバリアフリー化が東海道本線の豊橋大垣間が鉄道駅バリアフリー料金制度という対象区間になりましたので、これに伴いまして国の補助対象にはならないということになりました。これは、J R東海がバリアフリー整備・徴収計画に基づき、国の整備目標も踏まえてのことですけれども、利用の多い駅からホーム可動柵の設置を進めるとともに、エレベーター等のバリアフリー施設の整備を行うことというふうになったものでございます。ですので、これまでのバリアフリー化の国のほうの方針が、豊橋大垣間に関しましては変更しておりますので、利用の多い駅ということが大前提になってきます。

こういった国の補助金制度の変更を踏まえまして、J R東海とバリアフリー化の手法等について協議を継続しておりますけれども、こちらのほうも多く費用がかかるものでございます。費用負担の軽減についても、様々な補助金制度が活用できるように、また、スマート改札といったものの検討も含めまして、調整のほうを継続してまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 大変難しい問題も多いようですけれども、少しずつ一步一步進んでいただきたいなと思います。

先ほどの駅の東ロータリーの件に戻りますけれども、1つ心配なことがあります。それは、短時間ではありますけれども、朝の通勤ラッシュタイム、時間でいうと午前7時半前後ぐらいですか、駅前から仲田アンダーパスで侵入する交差点までが駅前の信号から渋滞するんです。蒲郡方面に行く側に渋滞が起きます。そういった意味で、先ほどの第2ロータリーにしても、渋滞していると使い勝手がまいちかなと思います。そういった面で、仲田アンダーパスに行くところの渋滞の緩和はできないかなということでお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 交差点渋滞解消には右折帯新設が有効であります。ＪＲ、新幹線の高架橋により無理な地形となっております。さらに、アンダーパスの拡幅改良は費用的にも物理的にもハードルがかなり高いため、まずは、幸田駅周辺の利用者をアンダーパス以外のルートに誘導させ、車と人の混在を緩和することにより、アンダーパスを少しでも速やかに通過させることが渋滞解消となります。

そのため、令和４年度にはスーパーオークワ辺りから幸田駅西人道橋までの広田川堤防を人が容易に歩けるように舗装いたしました。さらに、現在は、仲田アンダーパスの側道からＪＲ東海道本線沿いに歩道を整備するための調整をＪＲと協議しております。幸田六栗土地区画整理事業区域から幸田駅周辺への新たな２つの歩道が確保されることにより、アンダーパスでの人と車の混在が緩和され、渋滞解消につながると考えております。

また、当該施設の交通混雑状況や降雨時の規制状況確認等も目的としたウェブカメラ１台を線路西側に設置しており、その状況は町のホームページや三河湾ネットワークのケーブルテレビ上でライブ発信されているので、混雑状況の御確認に利用していただければと考えております。

○議長（藤江 徹君） １２番、稲吉君。

○１２番（稲吉照夫君） 分かりました。いずれにしても、なかなかここは解決するのが難しいところで、前々から何度か私も質問してはおりますけれども、難しいところだなと思っております。

最後に、今の問題にひっかまして、どこの市町に研修等に行きましても感じることですけれども、ＪＲに限らず鉄道が通っているところの両側を結ぶ交通事情というのは、どこの市町も苦労してみえるかなというのを感じます。

そこで、幸田町も今はアンダーパスが３カ所ありますけれども、高架橋を１つ、やはりどこかで必要じゃないかなというふうに私は考えます。先ほどの問題、治水対策ところでもそうですけれども、大雨が降るとアンダーパスは冠水しちゃいます。そういった面で、冠水しても幸田でいう東西が自由に行き来できる、道路は１カ所ありますけれども、駅の周辺に欲しいなということを思います。

そういった意味で、私の住んでいるそばの芦谷の桜公園の北側の道路を真っすぐずっと西のほうへ抜けると、ちょうど最終処分場の辺に当たるわけです。そうすると、ちょっと企画的には面白いかなということで提案させてもらっているわけですが、やはりそういった新しい形の発想も必要かなと。岩堀の方でも、線路を越して、川を越して、菱池遊水地の横に抜ける道が云々という話も聞いておりましたけれども、なかなか難しいというふうに聞いております。費用はたくさんかかりますが、そういった面で技術的に、地形的に一番良いところはそこじゃないかなというふうに思いますので、これも併せて検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 本町のＪＲ東海の線路を渡る高架橋、跨線橋を見ますと、北から県道安城幸田線の高橋跨線橋、芦谷地内の国道２３号名豊道路高架橋、町道東金ヶ崎小皿１号線の深溝跨線橋、一番南の県道蒲郡碧南線にある三ヶ根高架橋と４つの高

架橋、跨線橋がございます。議員が言われる場所付近には、23号高架橋と深溝跨線橋がございます。

そこで、質問されました場所への高架橋でございますが、必要ないとは考えておりませんが、早急の必要性は低いと感じております。今後の本町の人口動向や高架橋、跨線橋の利用状況などを注視し、その中で判断したく考えております。

○12番（稲吉照夫君）　ありがとうございます。

○議長（藤江　徹君）　12番、稲吉照夫君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩　午前10時51分

再開　午前11時01分

○議長（藤江　徹君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、藤本和美君の質問を許します。

1番、藤本君。

○1番（藤本和美君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、順に質問させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害に対して自治体としてできることとして、一般質問させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害救済制度の申請と副反応疑い報告が全国的に増加しています。厚生労働省によると、医療機関からの接種による副反応疑い報告は、2023年7月30日報告分までで、有害事象は3万6,556件、うち死亡報告数2,122人、入院など重篤報告数8,784人。愛知県ホームページによると、2023年10月末時点で有害事象は2,287件、うち死亡報告数60人、入院など重篤報告数484人と公表されています。このことは、ほとんどの国民の知らない情報です。テレビや新聞が報じないから知らないままでいいというにはあまりにも身近で、しかも、現在進行形で今も起こっていることです。

厚生労働省は、現時点で引き続きワクチンの接種体制に影響を与える重大な懸念は認められないと発表していますが、今までのワクチンの場合、数名でも死亡者が出たら接種が中止になっていたのに、緊急承認だった上に、死亡者が2,000人を超えても中止になっておりません。

私が子どもの頃、薬剤エイズ事件が起こったことを今でも覚えています。日本の薬害の歴史については、厚生労働省の「薬害を学ぼう」というページに、日本の薬害の歴史としてジフテリア予防接種、キノホルム製剤、クロロキン、サリドマイド、解熱剤、血液製剤、MMRワクチン、陣痛促進剤などの被害状況が説明されています。

中高生に渡すテキストというものがあまして、そちらを厚生労働省は薬害を学ぶためのテキストとして配っていますが、その配る目的として、医薬品等による薬害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを目的としていますと書いています。

薬害エイズ事件が発生の問題点として挙げられるのは、製薬会社が「安全」と言って

販売していたことです。外国で危険性が分かり使用中止となっても、製薬会社も厚生労働省も非加熱血液製剤の販売中止や回収をすることがありませんでした。また、病院も安価な非加熱製剤を使用し、高価な加熱製剤は選択されなかったこともあり、被害がさらに拡大したそうです。これらが、多数の被害者が出る薬害エイズ事件が起きてしまった原因と問題点として挙げられています。

参議院議員で御自身も薬害エイズ事件の被害者である川田龍平議員は、国会でこのように述べていました。「薬害エイズ事件は、政府と企業による情報隠蔽が千数百名もの被害を出し、800名以上の命を奪いました。薬害の最大の原因は情報隠蔽なのです」。

ほかにも、日本の薬害の歴史は枚挙にいとまがありません。サリドマイド薬害により、死産を含む約1,000人の胎児が奇形となり、それにより妊娠中の薬の服用には細心の注意を払うよう、私も妊娠中は薬の服用に気をつけていました。この世界に100%安全な薬というものはいまだかつてありませんので、細心の注意を払うことと、万が一、健康被害が発生したときには速やかに公表し、周知し、情報が届かないために起こる被害拡大を生まないようにすることが肝心なことと考えます。打つリスク、打たないリスクを十分な情報で比較検討して、接種をするか否かを決めなければいけません。

今回のワクチンは、既に薬害エイズ事件を大幅に超える副反応死亡報告が上がっているのも現実です。また、健康被害救済制度の申請内容も、国と県のホームページで確認できます。厚生労働省11月24日公表によると、これまでの進達受理件数9,464件、うち認定件数5,172件、審査未了3,347件、そのうち死亡に係る進達受理件数1,040件、死亡認定件数377件、審査未了612件、まだまだ申請の多さに審査が追いついていない状況と言えますし、数字に表れているのは氷山の一角であると言えるのではないのでしょうか。また、医療機関からの副反応疑い報告数と健康被害救済制度申請数が大幅に異なっており、申請に至ってない方も多いということが分かります。

そこで、質問です。健康被害救済制度の申請の流れと必要となる書類を伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 申請から認定・支給までの流れとして、申請者が幸田町に必要な書類をそろえて請求し、町は幸田町予防接種健康被害調査委員会に調査依頼をします。調査結果を受け、愛知県に進達し、愛知県が厚生労働省へ進達をします。厚生労働省は、疾病・障害認定審査会に意見聴取します。疾病・障害認定審査会で審査され、厚生労働省に審査結果が言い渡され、認定・否認について市町村に通知されます。その通知を受け、町から請求者本人に支給・不支給の結果の通知をします。

申請に必要な書類は、医療費医療請求書、受診証明書、領収書、予防接種済証、診療録等になります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 町内のコロナワクチン接種による健康被害救済制度の申請件数とその症状を伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 健康被害救済制度への申請件数及び内容は、令和2年度から令和5年度までで、11月30日現在でありますけれども6件ありまして、症状

はアナフィラキシー、頭痛・悪心・嘔吐、せきぜんそく、急性心筋炎、急性リンパ白血病、気管支ぜんそくとなっております。

年代としては、20代が2件、30代1件、50代2件、70代1件であります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 6件の申請のうち、何件が認定されましたか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 6件のうち認定された方は4件で、2件が審査中であります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 町内では健康被害救済制度に6人が申請し、4人が認定済みと理解しました。

病院によってはカルテが1万円近くかかることもあり、複数の病院にかかればそれだけカルテも必要になる可能性があります。健康被害を訴える体調の悪い方がこれらたくさん書類をそろえることは、困難が伴うとの声も聞いています。体調不良で仕事が休みがちになる上に、さらに休みを取って書類をそろえに行くそうで、郵送してもらえない病院もあるとのことで、中には書類をそろえるだけで1年かかったという方もいらっしゃるそうです。

現在でも、国の認定がなかなか出ていないことが先ほどの審査未了件数から分かりますが、町内で申請を出されている方は、救済制度を申請してからどのくらいの期間で認定に至っているのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 認定までの期間ですけれども、4件のうち早い方で4カ月、遅い方で10カ月、直近の方で7カ月でした。予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 今回のワクチンは、今までのワクチンとは被害者数もけた違いになっているようです。

パネルとお手元の資料グラフ1を御覧ください。

厚生労働省ホームページ掲載の予防接種健康被害認定者数です。新型コロナワクチンは、2023年7月までの累計データ、それ以外は1977年2月から2021年12月の累計データを比べたものです。こちらを見ますと、コロナワクチンは4,914人とけた違いに多いことが分かります。少し多いものでもBCGで755人、MMR1,041人ということです。

次のパネルを御覧ください。お手元の資料ですと、1枚資料を飛ばして、グラフ3になります。

厚生労働省のホームページ、2023年10月27日、第98回副反応検討部会のデータより。予防接種健康被害認定者数のほかの全てのワクチン44年分との比較になります。ほかの全てのワクチン44年分の健康被害認定者は3,522人、それに比べて

この2年半のコロナワクチン健康被害認定者数は4,914人と、一気にこれまでの44年を上回ったということが分かります。

そこで、本町では、今まで行ってきたほかのワクチン接種と比べて被害者数や年代、症状に相違があるか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 他のワクチン接種の健康被害救済制度への申請件数及び内容は、平成17年度から令和5年度までで、11月30日現在でありますけれども2件ありまして、症状は房状血管腫、左上腕の腫脹、膿疱であります。1件のみ認定されており、いずれも10歳未満の方であります。

本町では、令和3年5月から新型コロナワクチン接種が始まりましたが、新型コロナワクチン以外の本町での健康被害救済制度の申請件数は2件、新型コロナワクチンでの申請件数は6件、合わせて8件であります。

被害者数や内容の相違については、接種者の年代や接種回数が異なるため、相違があるかないかの回答は難しいと考えます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 次のパネルに行きます。お手元の資料ですと、1つ戻ってグラフ2を御覧ください。

厚生労働省のホームページ、第98回副反応検討部会のデータより。医療機関からの副反応疑い報告の年代別死亡報告数です。合計2,122人ですが、何と19歳以下は18人も報告されており、現役世代ともいえる20代から50代の合計は315人です。

そこで、町内の副反応疑い報告数の件数と年代と症状を伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 新型コロナワクチン接種による副反応疑いの報告数及び内容ですけれども、令和2年度から5年度まで、11月30日現在でありますけれども、3件報告されており、30代1件、50代1件、80代1件であります。

症状は一過性の血圧低下、強い嘔吐と腹痛、せきであります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 町内での副反応報告は3件と、少ないと理解しました。

ただ、全国的にはほかの予防接種と比べて被害を訴える方が多いということを、新聞やテレビではほとんど報じられず、厚生労働省のホームページをわざわざ見に行かなくてはいけないため、この情報を知らないという方も非常に多く、危機感を感じます。

接種後の副反応に関するリスク喚起には何をされていて、その効果はあるか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 心臓、腎臓、肝臓など基礎疾患のある方など、新型コロナワクチンを接種する際に注意が必要な方について、その内容を明記した予防接種の説明文の個別通知チラシを接種券と一緒に送付し、接種の際は必ず医師に相談するよう、事前に案内をしております。

チラシには、ワクチンは強制ではないこと、予防接種を受けることができない人や副反応があった場合の相談窓口等、予防接種健康被害救済制度について明記しております。

また、接種後に副反応があった場合、一般的な症状、まれな症状をチラシ及びホームページに明記し、速やかに医療機関へ受診することをお知らせしています。さらに詳細な情報として、チラシや幸田町のホームページから厚生労働省のホームページへの案内をし、最新の情報が得られるように努めています。接種会場での待ち時間にもチラシを手渡しし、見ていただいております。

令和2年度から5年度において、幸田町での予防接種健康被害救済制度の申請件数は6件あり、そのうち国で認定されたのは4件で、2件はまだ審査中ではありますが、救済制度の申請があったことから効果はあったと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 現在は接種券に副反応についての文書を同封していること、接種直後にもその紙をお渡ししているので十分ということですが、例えば1回目、2回目接種で体調不良になり、そのまま支援を受けられずにいるという方はいらっしゃらないでしょうか。現在のような接種後の副反応に関するリスク喚起をするようになったのは、いつ頃からか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 予防接種実施規則第5条の2「予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない」とあります。予防接種法に位置づけられる予防接種につきましては、予防接種実施規則に則り説明をしております。

具体的には、予防接種を接種するための接種券を個別通知しており、その中に予防接種の説明文を同封し説明をさせていただいております。また、接種時の予診票に「今日の予防接種の効果や副反応について理解しました」と確認の設問を設けております。したがって、予防接種を実施したときから、予防接種のリスクを含めた説明をしております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 過去の説明文のリスク喚起の内容と現在の内容の相違点を伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 予防接種法に基づく予防接種においては、予防接種実施規則に基づき、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応の説明を行っているため、過去の対応と現在の対応に違いはありません。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） コロナが始まった頃のチラシの副反応の内容とチラシが変わっているように感じるのですが、ギラン・バレーの表記が途中からされていたり、そういったチラシの副反応表記の経過や経緯等をお聞きます。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 副反応の表記は、国から示されたチラシがあります。

国から示されたものを基本に岡崎市医師会、岡崎市、本町において、分かりやすい表現になっているか内容等を協議し、作成をしております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 表記に関しては、国から示されたチラシがあることと、岡崎市医師会、岡崎市などと協議して作成しているということを理解しました。

心筋炎、心膜炎、ギラン・バレー症候群の記載がされるようになったのは、3 回目先週以降からかなと私のほうでは記憶しております。4 日前、12 月 1 日、厚生労働省の記者会見で、報告義務のある心筋炎、心膜炎について全国 11 の地方自治体を調査したところ、9 割近くが医師から報告されていなかったとの記者の追及があり、大臣からは、「報告がされていない事例については報告するよう全国の自治体に依頼した。さらに、心筋炎、心膜炎以外も調査するよう検討を進めている。これまでも新たな情報が得られたら再度、安全性の評価を行っている。個々の事例の丁寧な評価を行っていききたい」との発言があり、医療機関にかかっても報告されない事例が多くあるということ、症状の調査を今も検討中だということが分かりました。非常に遅い対応だと批判されて当然です。

幸田町ホームページには、厚生労働省のホームページへ飛ぶようになっていますが、町民の関心は、やはり町内の健康被害の状況ではないでしょうか？国や県の少し遠い世界と感じる被害者の方よりも、同じ町内の、もしかしたら同じロット、同じ期間でワクチンを接種したかもしれない被害人数や被害内容を知りたいと思うほうが自然ではないでしょうか。

愛知県内でも、名古屋市、春日井市、一宮市、小牧市などで、市内の健康被害や副反応報告の人数と内容を掲載されており、このような内容を見ると、もしかして自分のこの症状も年のせいではないかもしれないから、一度相談してみよう、一度受診してみようとなるのではないのでしょうか。

いつまでも続く痛みや違和感など体調不良を我慢している方には、身近な情報はとてもありがたいと思いますが、幸田町ホームページに健康被害を受けた方の人数や内容を掲載していただけるか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 本町では、健康被害救済制度認定者数がかなり少数であるため、個人の特定につながることも考えられることから、極めて慎重に対応していきたいと考えます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 極めて少数なのは、現時点だと思うんですが、何人の健康被害申請や副反応報告が出ればホームページで公表していただけるのか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 健康被害申請や副反応報告が何人であればという、そういった御質問でありますけども、やはり母数が少ない本町におきましては、個人の特定につながるおそれがあると考えておるところであります。近隣市でも公表していないことから、他市の動向を注視していきたいと思えます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 国の健康被害救済制度とは別に、愛知県の副反応見舞金は、国の救

済申請を行った方を対象とする制度であり、国の審査結果を問わず、副反応等見舞金の支給が受けられます。2023年10月末時点で、県の副反応等見舞金の申請は479件で、1件当たり平均4万3,859円となっております。しかし、この金額も病院での自己負担額の2分の1で、先ほども申し上げましたが、申請自体に時間と労力がかかります。申請するのに少なくとも数万円、多いと10万円くらいかかってしまう方もいるようで、体調の悪い方は泣き寝入りされることも多いそうです。

名古屋市など複数の自治体では、申請に必要な診断書、カルテなどの取得費用を支援していますが、幸田町でもそのような支援をしていただけないか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 取得費用の支援につきましては、今後におけますワクチン接種に対する副反応や健康被害の発生状況により、他市町の状況なども含めて慎重に検討し、費用助成の必要性を判断するものと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 新型コロナワクチン後遺症患者の会という団体が既に立ち上がっておりまして、訴訟も起こっています。患者の多くは、どれだけ訴えても家族にも友達にも信じてもらえない、病院にさえ信じてもらえない、治療してほしいけれども、心因性として取り合ってもらえないとおっしゃっています。

副反応に悩む方の対応について、町民から要望があるか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 副反応に悩む方への対応について、町民の方から救済制度がどこに書いてあるのか、また、町のホームページが分かりにくいといった御意見や苦情は、今のところはありません。本町では、副反応や後遺症等の訴えがあった方に対して、個別対応で体調や受診状況の確認の上、申請方法の提示や書類の準備等について支援させていただいております。また、体調などを考慮し、必要に応じて家庭訪問も実施をしております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 保健センターに電話があったときに、すぐに愛知県の窓口を紹介するだけでなく、きめ細かな対応をしていただいているということで安心しました。内容の情報収集をして、救済制度や副反応見舞金のこともすぐに案内できるよう、手順書などを作成して、電話対応する職員の方がスムーズに伝えられるようにするなど、漏れの無い対応をお願いいたします。

また、9月20日以降、初回接種と追加接種のいずれも重症化リスクの高い方にのみ、接種勧奨及び努力義務が適用されることになりました。接種券が届くと、無料だから打たなきゃ損だとか、役所が勧めることだから安全に決まっているし、信じて接種しようという気持ちになる方が多いように思います。

現在、生後6カ月から4歳までは、接種券は電話で申請いただいた方に発送していますが、5歳以上も申請制に変更することで、慎重に検討することができます。県内では名古屋市、小牧市、碧南市は申請制になっています。本町でも接種券の送付を、接種勧奨及び努力義務の適用の方に限定し、ほかの方は申請をしていただく形に変更できるか伺いま

す。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 本町では、同じ医療圏であります岡崎市、岡崎市医師会の協力を得て接種体制を構築しております。接種券の発送の方法につきましても同様に協議し、決定をしておるところであります。

令和5年秋開始接種の接種券につきましては、既に町民の方へ発送済みであります。今後につきましては、関係機関と協議し、状況に応じて決定していきたいと考えます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 今後協議していくということでよろしく願いいたします。

1年たってもまだ腕がしびれているとか、動悸や頭痛が激しくなるときがあるなど、今すぐ生活に支障を来すことはないけれども、非常に不安だという声も町内で聞きます。病院で相談しても、検査結果に異常がなければ、精神的な理由ではないかと言われてしまったという方も複数いらっしゃいます。

また、厚生労働省の副反応疑い報告状況を見ますと、心膜炎、心筋炎、ギラン・バレー症候群だけではなくて、非常にたくさんの種類の症例が載っていて非常に驚きます。そして、接種後数カ月してからの症状の発生という方も多いです。

健康被害救済制度に必要な書類の中で、接種済証あるいは母子手帳がありますが、接種者が接種済証を紛失してしまっても申請が不可能になるということがないように、町で再発行が可能か、また、そのデータ等の保管年数を伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 接種された方が保管している接種済証と全く同じものを再発行することはできませんけども、同等レベルの内容を再発行することは可能であります。健康カルテというシステムから発行しますので、そのシステムの情報が失われない限り保管はされております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 情報が保管されるということで安心いたしました。

接種開始初期の頃に接種して、重大な副反応の内容を知らない方や症状に泣き寝入りしているかもしれない方のために、副反応に関するアンケートを実施することを提案いたします。一度でも接種した方の人数と、その方に副反応に関するアンケートを実施する取組が可能かどうか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 一度でも接種した方の人数は3万4,398人です。この人数は死亡、転出者を含みますし、例えば岡崎市で3回接種して、幸田町に転入してきて4回目だけを幸田町で接種した方も含みます。

副反応に関するアンケートにつきましては、現段階では課題があると認識をしております。課題としましては、アンケート実施には岡崎市医師会との協議や医療関係有識者の協力が必要と考えております。

副反応や予防接種によって健康被害が生じた場合の予防接種健康被害救済制度につきましては、接種券に同封されているお知らせや接種後のチラシにて引き続き御案内をさせ

ていただきます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） アンケートに関しては、たくさんの方たちとの協議が必要ということを理解しました。

大阪府泉大津市では、新型コロナ後遺症改善プログラムという、新型コロナウイルス感染後及びワクチン接種後の長引く不調や副反応で悩まれている方に、症状の緩和や改善につなげ、生活の質の向上を図ることを目的として健康づくりの実践を行っています。健康をサポートし、自己治癒力を高めるためのプログラムを無料で実施しているそうで、症状が改善されない方に寄り添って市を挙げて取り組む姿勢に、孤独になりがちな患者が非常に殺到しているとのことでした。

また、コロナの件で、世界の動向が直接国を動かすことが分かりました。外国では、法的にマスク義務化、ワクチン義務化が行われた一方、法的な拘束力がなかった日本では、同調圧力という形で、マスクもワクチンも拒否する人は職場で差別され、異動させられ、辞職を促されたり、学校でも生徒が進学や実習に不利益をこうむったり、注意を受けるということが多々ありました。

今問題になっているWHOパンデミック条約とIHRの改正案が可決された場合、加盟国は、WHOやIHRの方針が各国政府の方針を上回り、国家の自主性や国民の基本的な人権よりも優先されるおそれがあります。多くの国民にその事実は開示されておられません。WHOがワクチン接種などの措置を命じた場合、加盟国はこれに従わないと罰則を受ける可能性があり、現在、世界各国で懸念の声が上がって、拒否する国も出始めており、日本でもこの件に関して、超党派議連が発足しました。

また、世界初承認となった新型コロナウイルスのmRNAが体内で複製される新たな技術を使ったレプリコンワクチンが、来年の秋冬にも日本人に世界で初めて接種される動きもあります。

こういった情報が全て進行中でありながら、国民に広く公開されている状況にはなく、健康被害報告数も増加しており、町としても常にアンテナを張っていかなくてはならないことと考えます。岡崎医師会の決定に従う必要があると理解していますが、これだけの被害がデータになっていますので、今後きちんと協議をして、これ以上被害が出ないように協議をしていっていただきたいと思います。

薬害というのは刑事裁判とは違い、疑わしきは黒の視点で全例調査することが健全な医療倫理だと言われていています。科学や医学の倫理がもし仮に失われているとしたら、住民の声を代弁し、守る立場として、私は決して看過することはできません。幸田町では、副反応や後遺症に悩む人に寄り添った支援策をされているか、町民の命と健康を守るために町がやれることを伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 予防接種は、感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に実施されており、これまで多くの疾病の流行の防止など、感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらすなどの役割を果たしております。

その一方、極めてまれではありますが、重篤な健康被害が発生することがあり、その事実についても接種対象者に正確に伝え、理解を得ることも極めて重要であると考えます。

そのために、ワクチンに対する有効性及び安全性及び副反応、その他接種に関する注意事項等について、十分な説明を引き続きしていきます。町のホームページから厚生労働省のホームページへの案内をし、国への予防接種健康被害救済制度やワクチン接種に対する副反応や健康被害を心配する方へ、有効性及び安全性などの最新の情報を確認できるよう努めていきます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 今後も接種に係る情報提供を、メリットとデメリットの両方を偏りなく開示し、住民がしっかり判断できるよう、また、副反応で困っている方が孤立しないように寄り添った支援をお願いいたします。

以上で、1 つ目の質問を終わります。

続きまして、中学校部活動の地域連携について質問させていただきます。

健康のまち幸田にふさわしく、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、生徒の望ましい成長を保障できる活動を地域と連携して行っていく方法を伺います。

働き方改革により、中学校部活動の朝の練習がなくなり、平日3日、土日のどちらかの練習となりました。急激な変化の時期が一段落し、この練習時間での部活動が定着してきたかと思えます。中学校部活動の活動日と時間の削減により、教員の勤務状況が具体的にどのくらい改善されたか伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 令和3年3月改定の幸田町部活動ガイドラインで、部活動の休養日を平日2日、週末1日と示しております。活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度とし、短い時間の中で効率よい練習に心がけております。また、中学校部活動検討会で、下校時刻、勤務状況の改善等を考慮し、令和6年度以降の平日の活動時間短縮について検討しているところであります。

現状、部活動のない平日は1週間で2日あり、部活動がない日に、勤務時間後に一斉退校日を設けている学校もあります。また、令和5年4月より、部活動の地域連携により、幾つかの部活動で部活動指導員の配置をし、子どもたちが地域の方から学ぶ機会を確保し、専門的な技術指導や生徒の実態に合わせた技術的指導を行っております。その結果、週末の部活動における顧問の勤務状況の改善につながり、部活動指導員のいる部活動顧問は、週末の部活動については、およそ月に2日の参加というふうになっております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 平日の部活動のない日は、教員の残業をなくすようにしたり、土日の教員の負担が減少したと理解しました。

時間が縮小することにより、活動に対する意義や内容がどう変わったか伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 令和3年度から部活動の時間が縮小されておりますが、短い時間の活動の中でより効果的な練習で技能を習得し、また、その活動の中で同じ目標に向か

う仲間と今までと同様にかけがえのない時間を共有することが必要であると考え、部活動の意義、内容については変化はないものと捉えております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 縮小しても部活動の立ち位置は特に変化せず、子どもたちの大切な時間が失われていないことを理解し、安心しました。

教師への負担軽減だけでなく、部活動を通してスポーツや文化に対してもっと知りたい、もっと上達したいという意欲のある子どもたちにとって、指導員という存在は非常に重要になってきます。指導員の配置が各学校どのくらい進んでいるか伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 部活動の指導員の配置につきましては、各学校の校長より推薦を受けた方をお願いをしております。令和5年度は3中学校で19名の部活動指導員を配置することができております。令和6年度の配置予定であります、3中学校全て増員の予定で進めております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 指導員の配置について、どんな課題があるか伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 今後、各中学校の各部活動、男女別に部活動指導員が1名配置できるようにしていきたいというふうに考えております。

部活動指導員については、顧問と連携を取り、部活動指導員の職務を誠実に遂行できる方を探すことが一番の課題と考えております。現在は、教員免許を有する方、指導経験を有する方、競技別指導資格を有する方を対象に部活動指導員を配置しておるところであります。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 指導員が入ることで、教員が土日に休みを取れるようになったり、技術向上につながりますが、慣れるまでは双方ともに苦勞されるかと思えます。指導員になる人のハードルを上げすぎても、成り手がいなくなってしまう。

幸田町のスポーツ協会やスポーツ教室との連携もあるか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 以前、スポーツ協会の方たちに部活動指導員の協力を依頼しているという経過がございます。そのときは、協会の方は御自身がプレーをすることを目的として活動しているといった方が多く、部活動指導員には積極な方は少なかったというところであります。

ただし、現状、幸田町弓道連盟から複数の部活動指導員を配置していただいている例もございますので、必要に応じてスポーツ協会等に相談することもございます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 毎週休日に中学校部活動に指導に来ることは大変ではありますが、子どもたちが上達していく様子を見ることは、我が子でなくても嬉しく元気がもらえると、保護者で部活動の手伝いに来るお父さんたちはよく話をしています。

また、地域の子どもたちは地域で育てるという意識が高まり、指導に携わることで、

生きがいややりがいにもつながります。子どもたちも地域の大人と関わることができます。大人が活発に活動するスポーツは子どもたちにも浸透しやすく、幼児から大人までが楽しめるようになります。中学生になると部活動に入ること途切れてしまうスポーツも、地域の大人が指導することにより、学校を卒業して大人になっても、地域の中でそのスポーツを行う受け皿があり、生涯を通して楽しめるのではないのでしょうか。各部の指導員の活動事例を説明することで、長年、幸田町でスポーツを支えてきた方たちの支援を受けられるのではないかと考えます。

また、幸田町のスポーツ施設は十分な広さとは言えず、老朽化も進んで、改修が必要になってきております。一方、学校施設は、常に生徒が使用するので修繕もされやすく、場所によっては新しく、非常に整備が行き届いているものもあります。学校外の運動施設を借りることは容易ではなく、親の送迎格差も生じます。今後も学校が活動場所になるのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 中学校の部活動につきましては、地域への移行はすぐにはできない状況であります。今後、地域に移行した場合、町内の学校施設以外の体育施設が十分に活動できるほど充足しているとは言えないかと思えます。また、学校には部活動に必要な道具、整備が整っていることや、議員の言われる親の送迎のことを考えると、学校での活動が一番適していると考えます。

学校施設の利用につきましては、学校の教育活動が最優先となりますが、学校開放施設として、団体登録をした町民の方が利用することも可能というふうになっております。現状及び部活動地域連携が進んだ将来にも、教育活動に支障のないように学校施設を有効に使えるよう、学校、学校教育課、文化スポーツ課で協議をしていく予定でございます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 各学校が運動施設として利用できるということで安心しました。

各自治体、その地域に合った部活動の在り方を今後も模索していく中で、幸田町は、幸田モデルとして今までの部活動に地域連携をプラスしている状況だと理解しました。

一方、生涯にわたる生きがいや健康づくりとしてのスポーツの在り方を考え、中学校部活動の地域連携により、多世代でのスポーツ振興のきっかけとなり、活発化することにもなるのではないかと期待しています。町のスポーツ振興の計画を伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 幸田町のスポーツ振興に関する計画といたしましては、第6次幸田町総合計画の中で、スポーツの普及、振興、関連施設の充実を図ることが示されております。

現在取り組んでおります部活動の地域連携につきましては、中学校の部活動を対象に推進をしております。地域の協力をいただいて部活動が展開されることで、学校と地域がより密接な関係になることが期待され、学校と地域との連携によって子どもたちの成長を見守っていくことは、これからの教育に求められており、着実に推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 部活動の地域連携は、まだ現在進行形ではありますが、地域との情報交換を行い、子どもも学校も地域も元気になるような文化スポーツができるようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本和美君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7 番、田境 毅君の質問を許します。

7 番、田境君。

○7 番（田境 毅君） 議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従って質問をいたします。

まず初めに、1 つ目のテーマであります。健全な消費社会と環境社会の実現についてに対して質問いたします。

自動車産業を中心に発展してきた本町においては、カーボンニュートラルの実現に向けて、「エネルギー政策」、「水素社会」、「電動車」などをキーワードに県や国と連携して、行政が率先して取り組むことが期待をされています。愛知県では、水素を活用する取組が加速していると認識をしております。今後の環境変化にも耐え得る体制や施策を問うものであります。

初めに、次世代自動車の定義を明確にします。

本町の令和5年度次世代自動車購入に対する補助制度の対象では、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車に限定をしておりますが、環境省の次世代モビリティガイドブック2019に定める6種類に合わせることにします。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車のほかに、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車も含んだ6種類です。

本町では、環境基本計画の見直しが完了し、目標達成に向けて動き出しているところと理解をしています。公用車を次世代自動車に更新する計画及び進捗などを、まず、確認をいたします。公用車の保有台数及び更新時期に達した公用車の更新計画を確認します。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 環境基本計画に関連して、公用車の更新等についての御質問でございます。

計画を所管しております環境課におきまして、改めて取りまとめをさせていただきましたところ、現在本町では、リースも含めまして87台の公用車を管理運営しております。そのうち、経過年数のみでの判定となりますが、公用自動車更新基準における経過年数を超えているものにつきましては47台、さらに、登録後20年以上を経過しているものは

6台という状況でございました。また、次世代自動車につきましては、ハイブリッド自動車が3台、電気自動車が1台の計4台となっております。

なお、公用車に関する更新計画につきましては、特に制定されていない状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 状況は分かりました。岡崎市における岡崎市が所有する公用車、これは、2030年度までに電動車の導入率を30%以上とすることを目指しております。エネルギー政策やインフラなど、社会環境に合わせて最適な比率で導入することが望ましいと考えます。

どのような比率を狙うのか、公用車を次世代自動車に更新する計画及び進捗を確認します。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今年度、現行の第3次幸田町地球温暖化対策実行計画、事務事業編でございますが、その改定作業を進めており、新たな第4次計画においては、幸田町環境基本計画に合わせ、幸田町の事務事業から排出されるCO₂排出量を2030年度には、2013年度比で46%削減を目標として設定する方向で検討しております。

公用車における次世代自動車の比率につきましては、世界的なEV化の流れを踏まえつつも、災害時における停電のリスクを考慮しますと、全ての公用車を電動化することを将来目標とするのではなく、電気自動車を中心としながらも、ハイブリッド車等の内燃機関を備えた次世代自動車の導入も選択肢に含めながら進めたいと考えております。第4次計画の目標年度である令和10年度時点における、全ての公用車に占める次世代自動車の導入割合についても、計画の中で具体的な目標数値を設定する予定としております。

また、先ほど申し上げましたとおり、本町では現在87台の公用車を運用しておりますが、そのうち、消防車やバス、トラック等を除いた軽自動車及び普通乗用車は37台で、全体の約4割を占めている状況でございます。所管といたしましては、各自動車メーカーのラインナップを鑑みて、まずは電気自動車の選択肢が増えている軽自動車及び普通乗用車の電動化を積極的に進め、トラックやバスなどはハイブリッド自動車への更新を中心として、次世代自動車へは年間二、三台程度のペースで継続的に更新ができればと、こんなふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 計画のほうは理解をいたしました。

次に、シェア運用を促進し、公用車の運用効率向上を図るべきと考えます。公用車の稼働率の目安及びあるべき姿はどのように考えられているのか。先ほどおっしゃった87台の公用車が、高い稼働率で運用できる状態が望ましいと考えております。いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 公用車の稼働率の目安につきましては、公用車を所管しております企画部から回答させていただきます。

現在、消防車両やバス、トラック等の特殊な用途の車両の稼働率を上げることは大変

難しいと考えますけれども、それ以外の一般的な車両につきましては、高い稼働率で運用できるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

公用車を効率的に運用するため、職員が共通で利用できる集中管理車として現在7台を確保しております。そのうち5台は一般的な乗用車であります。この5台のうち、稼働率が最も高い車両は100%であります。それ以外も全て90%以上となっていることから、この数字からですけれども、効率的な運用ができているというふうに判断をしております。この集中管理車の稼働データから、一般的な乗用車の稼働率の目安は90%程度と捉えております。

なお、集中管理車の残りのほかの2台でございますけれども、10人乗りのハイエースワゴンと大容量の荷室があるハイエースバンの大きめの車両であります。これらの稼働率は6割を超えているため、この割合から軽トラック等の一般的な乗用車以外の稼働率の目安はこの程度、約6割程度であるというふうに捉えてよいのではないかとというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 稼働率の目安のほうを今、説明をいただきました。理解をするところであります。

議長車の更新を議論した中で、例えば15年の耐用年数ですとか、購入した部署がそれぞれ管理し、部門をまたぐ使用は基本的にしないなど、限られた資産を効率よく運用することが難しい状況は改善できる部分であると考えています。効率的な公用車のシェア運用を促進し、公用車の運用効率向上をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 公用車の運用の効率向上に関しましてですけれども、先ほど申しあげました集中管理として、7台を集中管理しております。現状、車両の利用頻度の高い部署が、現状ですけれども、専用の車両を保有しているという状況でございますけれども、限られた資産を効率よく運用するために、車両の更新のタイミングで車両の利用頻度ですとか、走行距離を確認いたしまして、その利用頻度等に基づき集中管理車への変更を検討し、広く皆さんに使っていただくように効率を上げていくようなことを考えていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 理解をするところであります。

例えば、岡崎市公用車EVカーシェアリング事業実施方針の事業概要には、ガソリン車を地域の再生可能エネルギーを活用した電動車へ早期入替えを行うとともに、太陽光発電設備を導入します。これにより、自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図りつつ、災害時のエネルギーセキュリティの向上を目指し、かつ、公用車として使用しない休日は、カーシェアリング事業者が市民や観光客、周辺事業者といった需要家に対して貸し出すことで、市のみならず、市民や事業者のゼロカーボンドライブの実現へつなげます。この事業によって、実際にEVに触れ、EVの使用感を体験、体感してもらうことで、自らの導入促進へつながることが期待されますというふうに記載されています。

このように岡崎市では、市民自らが導入したいと感じられる機会の提供を施策の中で

用意しています。公用車を積極的に次世代自動車へ更新していく中で、町民一人一人の導入を促進する工夫も必要だと考えます。いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 町民への導入促進策についてであります。今後、電気自動車の蓄電池を町や地域が開催するイベント等において電源として活用したり、公共施設への充給電設備導入の進展に合わせて公用車のEVカーシェアリング事業の実施を検討するなど、町民の皆様が次世代自動車に直接触れ、購入のきっかけとなるような機会をつくっていったらと、こんなふうに考えております。

また、既存の政策であります次世代自動車購入費補助金につきましても、昨年度以降、申請件数は大きく伸びており、町民の皆さんの関心もニーズも高い状況であると感じております。

今後に向けては、次世代自動車に触れる機会づくりと併せまして、補助制度につきましても適宜、補助メニューの見直し、拡充を進めることにより、相乗効果を生み出していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） リース契約を促進し、環境変化に追従できる更新サイクルの確立と、少ない経費と高い利便性が両立できる運用体制の構築を課題と捉えておりますが、どのように進められるのか確認をします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 公用車のリース契約にすることについてでございますけれども、最新の安全性ですとか、環境機能を備えた車に乗り継ぐことができ、そして、職員の事務の軽減にもつながることであるということから、導入を今後検討してまいりたいというふうには考えております。

ただ、その反面ですけれども、リース契約を促進することになりますと、町内の自動車販売業者の業務が少なくなってしまうということから、地域経済への影響も懸念されるところでございます。これらを踏まえ、例えば現在7台の集中管理車でございますけれども、これをリース契約にしていくというようなことを考え、慎重に導入のほうを判断していくこととしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 町内の影響も考慮しながら進めていただくということだと思います。

次に、公共施設や観光拠点を重点に、積極的な充電、充填インフラ整備の拡充と次世代自動車の電源として活用をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 電気自動車や燃料電池自動車の普及促進のためには、町内の公共施設及び観光拠点における充電、充填設備のインフラ整備は必須であります。特に電気自動車につきましては急速に普及をしているため、充電設備の整備は喫緊の課題であると認識をしております。

現在、電気自動車の充電設備を、国の補助金を活用して自治体への費用負担が生じない形で設置する事業スキームを提案している民間事業者も現れている状況であり、今後、

本町においても同様のスキームを活用した公共施設への充電インフラ整備も検討してまいりたいと考えております。

また、電気自動車の電源活用につきましては、先ほど申し上げましたように、イベントにおける電源活用のほかには、例えば災害時における避難所での活用などが想定されますが、電気自動車の蓄電池を電源として利用するためには、V2Hと呼ばれる充給電設備を施設側に設置する必要があるため、施設の用途に合わせた設備導入を検討することが必要となってまいります。したがって、電源活用につきましては、電気自動車の導入と充給電設備の整備、この2つをセットで進める必要があると考えております。

そのほかには、充填設備といたしましては、水素ステーションがございしますが、こちらにつきましては既存のガソリンスタンドへの併設導入など、民間事業者の方の御協力をいただいて整備を進めながら進めてまいりたいと、今後、模索していきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 承知いたしました。

次に、バリアフリー化できていないトイレの課題解決を次世代自動車と考えていきたいということですが、目的地まで牽引して稼働させるモバイルトイレ導入の考え方を伺いたいと思います。

車椅子やベビーカーなどを想定したトイレの対応は、町内施設や町行事、地域行事等、様々な場面で解決できていない課題であると認識をしています。11月の総務教育委員協議会において、移動型バリアフリートイレの導入が協議されております。機材の利点を生かし、消防力の向上や職員・団員の負荷軽減が期待されると認識をしており、その機能を最大限生かした運用をすべきだと考えます。

導入の検討に至った背景に対して、移動型バリアフリートイレの利点を最大限生かすための課題を伺います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 移動型バリアフリートイレにつきましては、議員のおっしゃっており、11月の総務教育委員協議会におきまして協議させていただいたものであります。近年増加している地震や大雨、台風などの自然災害において、避難される障害をお持ちの方のトイレ問題の解消と、長時間災害活動に従事する消防職員や消防団員の、特に女性のトイレ確保について課題があります。

今回検討している移動型バリアフリートイレは、車椅子の利用者及び小さなお子さんを持つ方などの多くの方が利用できる広さを確保していること、また、牽引によりトイレそのものを自由に移動することが可能であり、災害現場への持ち込みが可能となるため、導入について検討したものであります。移動型バリアフリートイレの導入に当たり、牽引車両の確保とトイレを稼働するための電源を確保する必要があるため、運用する電源確保について検討するところであります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 電源確保のほうに課題があるということが分かります。

牽引するための次世代自動車の導入を計画すべきと考えます。ここでの次世代自動車

の定義としては、質問の便宜上、電源を持っているものとします。例えば、2021年8月に豊橋署の企画による大規模災害を想定した実証実験では、プラグインハイブリッド車を使って信号機に電気を供給し、信号機が稼働できました。ガソリンが満タンの状態のプラグインハイブリッド車1台で、1カ所の交差点にある信号機4基を数週間稼働させることが可能であることが確認をされています。

移動型バリアフリースイートの充実した機能の稼働には、電源が必要となります。次世代自動車を幅広く活用し、課題解決につなげるなど、様々な効果が期待できます。考えはどのようなか伺います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 移動型バリアフリースイートを稼働させるためには、トイレのポンプ機能、夏場の空調設備、冬場の暖房便座等の多くの電力が必要となり、そのうちの一部を牽引車が持つ電源を使用し賄うことは、メリットがあると考えます。ただし、全ての機能を稼働させるためには、別系統からの電力を供給する必要があると考えます。発電機を積載できる車両を考えております。

今後、整備後、避難所や災害現場へ設置することは、長期にわたり稼働するため、大気汚染物質の排出の少ない次世代自動車を含め、検討しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 電力の不足の課題もあるということが理解ができました。

それでは次に、省エネ家電購入費補助申請上限の引上げ、拡充をどのように考えられているか、確認をいたします。

福祉産業建設委員会では、実績報告から、カーボンニュートラル目標達成への町民の行動実践につながった施策だと判断をします。一方、高額である白物家電を購入した申請者の75%は補助されておらず、第2回を計画されておりますが、初回申請の50%は補助できない状況にあり、今後の施策への悪影響も懸念をされます。

西尾市では1億2,000万円を同様の施策に充てており、多くの市民が申請されたことを確認をしております。一人一人がカーボンニュートラルに向けた行動を促す、省エネ家電購入費補助申請上限引上げ、拡充をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今、議員が取り上げていただいたこの省エネ家電購入費補助金につきましても、町民の皆様の関心は非常に高く、第1回の抽選結果といたしましては、申請件数が512件に対して当選件数は102件で、倍率は約5倍でありました。第1回の申請状況に鑑み、9月議会において予算の増額補正をお認めいただき、現在、第2回の申請受付を実施中でございます。第2回の抽選では、第1回の落選者も再度抽選対象とすることとしていますので、第1回抽選で落選された方にも、もう一度抽選の機会を設けさせていただきます。

今後、第2回の申請件数の推移を注視してまいります。第2回の抽選時においても高倍率が想定されるため、町の環境政策に御協力をいただきました多くの町民の皆様に対して少しでもお応えするべく、さらなる方策も今後考えてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7 番、田境君。

○7 番（田境 毅君） 町民に対するニーズをしっかりと理解されており、配慮していただくということであります。ぜひお願いしたいと思います。

次に、令和 6 年度予算へのカーボンニュートラル実現に向けた具体的な施策の反映をどのようにされるのか、確認をします。

福祉産業建設委員会の行政視察で、三重県桑名市のカーボンニュートラルの取組を学びました。主要な公共施設における太陽光発電設備の導入の可能性を調査し、先進事例や知恵を絞った工夫などしながら、効果的な施策を促進されていました。令和 6 年度予算へカーボンニュートラル実現に向けた具体的施策の反映をして、着実に推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） このカーボンニュートラルへの取組の 1 つといたしまして、令和 6 年度におきましては、公共施設における再生可能エネルギーの導入に係るポテンシャル調査の実施を考えております。これは、国が地域脱炭素ロードマップで示している、国・地方自治体が所有する建築物等に、2030 年までに設置可能な建築物等の約 50% に太陽光発電設備が導入され、2040 年には 100% 導入されていることを目指すとの目標に沿って実施するもので、本町の主要な公共施設における太陽光発電設備の導入可能性について、建物の建築図面や構造計算書等から詳細な検討を実施していくものであります。その後、このポテンシャル調査の結果に基づき、令和 7 年度以降に、PPA モデルの活用による太陽光発電設備導入等の政策の本格的な検討を進めていく予定でございます。

○議長（藤江 徹君） 7 番、田境君。

○7 番（田境 毅君） ただいまお話のありました PPA モデル、こちらについては少し補足をしていくほうがいいかなと思います。

PPA モデルというのは、調べてみますと、企業、自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業、自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出の削減ができるものであります。設備の所有者は所有が第三者、これは事業者または別の出資者になりますが、これが持つ形となり、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できるメリットがあります。

そこで確認ですが、PPA モデルのデメリットを伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） この PPA モデルについては、議員言われるようにメリットがある一方で、デメリットも幾つかあるとも言われております。

まず 1 点目といたしましては、契約期間が 15 年から 20 年といった長期間となり、施設の防水工事や屋根改修時に設備を自由に動かすことができないこと。2 点目といたしましては、PPA 事業者からは、採算性を確保するため、使用電力量や設置面積に一定の条件が求められること。3 点目としまして、自家消費した電力量に応じた電気料を PPA 事業者に支払う必要があること。以上、3 点が主なデメリットとして挙げられておるようでございます。

太陽光発電設備の導入に当たっては現状、CO₂削減目標の達成に向け、初期投資を

かけずに短期間に多くの設備導入が可能である P P A モデルを活用した導入が望ましいとは考えておりますが、ポテンシャル調査の結果と P P A モデルのメリット・デメリットの双方を勘案した上で、今後導入に向けてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7 番、田境君。

○7 番（田境 毅君） デメリットのほうは理解をしたところであります。

本町の主要な公共施設における太陽光発電設備の導入可能性は、この令和 6 年度に計画をする、公共施設再エネ導入ポテンシャル調査において明確になるということが理解をしました。

この効果の大きさを基に優先順位を明確にすべきではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 議員御指摘のとおり、公共施設における太陽光発電設備の導入については、よりポテンシャルの高い施設に対して優先的に設置をしていく必要があると当然考えております。ポテンシャル調査の結果に基づき、費用対効果等も含めて、より効果的な設置が可能な施設について、優先順位を明確にした上で導入事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7 番、田境君。

○7 番（田境 毅君） 公共施設だけではポテンシャルが満足しないことが想定しているのか、取組の遅れにつながる問題や、想定される問題であれば、事前に構えておくことが望ましいと考えます。

不足に対する対応の方向性が決まっていれば伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 次年度に実施を予定しておりますポテンシャル調査においては、P P A モデル等の第三者所有モデルの活用を前提として、主要な公共施設の建築物等の屋根への設備の設置を対象とした調査となっております。

議員が言われるように、建築物への設置だけでは削減目標の達成が難しいとの結果が出る可能性も当然ありますので、その場合におきましては、例えば、その施設内にある駐車場などのスペースや全く別のほかの活用可能な町有地のスペース等への設備設置といった、幅広い方向から検討も併せて行っていく必要があると考えております。

○議長（藤江 徹君） 7 番、田境君。

○7 番（田境 毅君） 健全な消費社会と環境社会の実現に対して、カーボンニュートラルの観点で施策を確認しました。次世代自動車の導入と運用、次世代自動車の活用による課題解決及び町民の行動を促す省エネ家電購入費補助など、令和 6 年度予算への反映を期待し、2 つ目のテーマに移ります。

2 つ目のテーマであります。

教育福祉施策について確認をいたします。未来を担う子どもたちが良い環境で学ぶために必要な教育環境の整備・充実を中心に、地域の協力が不可欠な部活動の地域移行を円滑に進める取組を問うものであります。教育と福祉に絞り、どのように進めていくのか確認をします。

まず、教育環境の整備・充実の観点です。保育士をはじめとした人材確保を課題と認識しています。処遇改善のアイテム、スキルアップできる環境整備、採用試験時期の最適化などを確認します。国内の出生数は毎年減少しており、将来の担い手が減少する前提で、持続可能な組織体制整備が必要であり、その運営に必要な人材を毎年確保することは喫緊の課題であると考えます。保育士をはじめ、職員採用において、毎年苦勞しながら人数を確保している状況であると認識をしております。

そこで、保育士をはじめとした人材確保をどのように取り組み、課題を解決するのか確認をします。

初めに、処遇改善の取組状況と課題を確認します。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 常勤の保育士の採用につきましては、幅広く応募ができるよう、受験資格の上限の年齢要件を一般事務職よりも高く設定しておるところでございます。

給料面につきましては、保育士の給料は、消防を除くほかの職種と同じ給料表を用いております。特別な待遇をしているわけではございませんが、本町におきましては、保育士として会計年度任用職員も多く任用しております。令和6年度から、一定の勤務条件を満たすパートタイム会計年度任用職員に対しまして新たに期末手当を支給することについて、先の9月議会にて条例改正の議決をいただいたところでございます。

また、保育職場は女性の職員が多く、育児休業の取得者数もほかの職場に比べて多くなりますが、職員が育児休業を取得する際、職場の負担軽減を図るため、その代替職員として常勤の職員を任用することができるよう、本議会定例会におきまして、職員定数条例に育児休業中の職員を定数から除く旨の規定を設けるための条例改正を上程させていただいております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、スキルアップできる環境整備を確認します。

保育士をはじめとする職員がスキルアップできる環境整備を着実に取り組む必要があると考えます。世の中の動向により、働く環境が変化すれば、求められるものも変化すると認識をしています。持続可能な地方自治体であるための最重要課題は人材育成であると考えます。いかがですか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 専門職である保育士につきましては、職場内で経験を重ねながら必要な知識・技術を身につけるOJT、併せまして専門分野における研修を、所属において受講しておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 受講いただいていることを理解をしました。

採用試験時期の最適化を図るべきではないかと考えます。幸田町職員に対する人材育成は、過去から積極的に取り組まれていることと理解をしています。一人一人が職場で活躍されることを期待していますし、その環境の持続的な維持、向上が図られなければならないと考えています。

幸田町の保育園の魅力は、近隣市にも負けないという声を聞きます。例えば、保育園

に関する施策の成果が表れているものと感じるものでは、幸田町で保育士として働いてみると、町内の保育園にはたくさんの魅力があり、環境の良さを実感するなどの声があります。

一方で、採用に苦慮されていると認識をしています。募集日程に問題があるとの声を聞きますが、近隣市と幸田町の採用試験日程はどのような状況か伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 現在、本町におきましては、採用試験を9月に行っておりまして、最終結果を11月下旬に通知しております。その理由といたしましては、高校生の選考の解禁が9月中旬であるため、そのタイミングに合わせ実施される町村会の統一試験を活用しております。

しかし、高卒以外につきましては、近隣市の試験日は本町より大幅に早く、早いところでは3月に募集し、4月に1次試験を行うところもあると聞いております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 高校生は試験の解禁が9月であることから、幸田町単独で変えられるものではないということが理解ができました。

保護者や学校などの受験者を送り出す側の目線では、合格した中から最も条件に合う職場を吟味して選択してほしいと考えることが一般的だと思います。特に保育に関連する学部を持つ大学では、幸田町の採用試験日程は遅く、受験を進めにくい声があると聞きます。幸田町の日程は、近隣市の採用手続の締切りに間に合わず、受験者は幸田町を比較対象にできない状況にあると言えますが、これは、採用試験を他市と同時期に実施することで受験を進めやすくなると想定でき、対策することで応募者の増加につながるものと期待ができます。

これらのことから、採用試験に苦慮する最大の要因は、採用試験日程が近隣市と比較して遅いことであり、採用試験時期の最適化を解決すべき課題だと捉えます。町村会統一試験の時期を最適化する働きかけも含め、課題解決の考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 町村会の9月の統一試験は、確認したところ、高卒の選考解禁日に合わせて設定をされておりまして、時期の前倒しは考えていないとのことであります。

本町の財政規模等を考えますと、独自で何度も試験を実施することは簡単ではありませんが、町村会の統一試験は7月にも実施されていることから、来年は7月の統一試験も活用しまして、これまでよりも早い時期に採用試験を実施することを検討していきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 特に保育士の確保の観点では、採用日程を最適化するほかに、保育園の魅力を高めることが重要と考えます。募集においては、その魅力を伝えられる改善やPRの方法など、幸田町を選んでもらえる工夫をすることで応募数の増加につながると考えますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 現在、採用試験の実施の周知といたしまして、広報や町のホー

ムページをはじめ、SNSなども活用し、募集要項により周知をしております。今後は、勤務条件や試験の内容と併せまして、保育園における保育の様子やイベントの様子についても紹介するなどし、魅力ある幸田町の保育園をPRしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、「県民の日学校ホリデー」における子どもの居場所確保を考えたいと思います。地域企業や関係団体と連携した、子どもたちが楽しく過ごせる取組などを確認していきます。

「県民の日学校ホリデー」は、11月24日金曜日に設定されました。学校では、23日の勤労感謝の日から26日日曜日までの4連休になる設定です。働き方改革や有給休暇所得を促進する観点からも、幅広い対象への環境づくりとして良い施策であると理解をしています。

本町では、共働き世帯は増加をし、多くが核家族であると認識しております。制度の趣旨を理解するものの、実際に仕事を休めない保護者も一定数存在しており、子どもの居場所の確保をする必要性があると考えます。当日は、児童クラブが朝から稼働していたと認識をしています。今回の「県民の日学校ホリデー」対応状況を確認します。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 「県民の日学校ホリデー」につきましては、愛知県が進める休み方改革プロジェクトの一つの取組で、議員の言われましたとおり、幸田町の小・中学校は、今年度の「県民の日学校ホリデー」を11月24日金曜日に設定をいたしました。事前にこども課と調整をいたしまして、児童クラブを開設してもらうよう依頼をいたしまして、親が仕事を休めない御家庭の小学生につきましては、居場所を確保するように対応をいたしましたところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、地域企業や関係団体と連携した、子どもたちが楽しく過ごせる取組について確認をします。

学校ホリデーでは、子どもたちが楽しく過ごせる場づくりも、町内の活性化や郷土愛を育む一助になると考えます。今後は、ラーケーションによる学びの場の需要も拡大すると予測します。学校教育課として取り組む考えはどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） ラーケーションにつきましても、愛知県が進める休み方改革プロジェクトの取組で、保護者等と共に郊外、家庭や地域などで体験や探究の学び活動を自ら考え、企画・実行するものとなっております。今年度の10月からスタートし、保護者用リーフレットを作成し、周知・活用の促進を図っております。

ラーケーションによる学校外などの学びの場について、学校教育といたしましては特段取り組む考えはございませんが、愛知県のポータルサイトにはラーケーションスポットとして、ラーケーションの学びにふさわしい県内の施設などが紹介されており、ラーケーションと組み合わせた産業界、環境、観光業界での取組も、愛知県の働きかけにより徐々に拡大していくものと思われます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 県取組のほうで拡大をしていくであろうということを理解をしました。

次に、部活動の地域移行を円滑に進める取組を考えていきたいと思います。

まず、1部活動当たりの参加人数、部活動の課題と必要性、地域連携と地域移行の違いなどを確認します。特に影響が大きいと考えられる団体競技における、1つの部活動当たりの参加人数の状況や近隣市との比較を確認します。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 現在の部活動の参加人数でございますが、団体競技の部活動で例を挙げますと、野球部については、3中学校とも3年生を除いた状態で15名から20名程度が在籍しております。ソフトボール部につきましては、幸田中、北部中にありますが、3年生を除いた状態で幸田中は10名、北部中は19名が在籍している状況でございます。その他の部活動を含め、部員数が少なくチームが組めないという状況は今のところはございません。

また、近隣市の部活動在籍生徒数につきましては把握はしておりませんが、これについて比較というのなかなか難しいものがございしますが、岡崎市では、少子化や子どものニーズの多様化により、活動を継続できない部活動が発生してくることに対応するため、中学校単位ではなく、近隣の学校をブロック化し、地域ブロック部活動へと段階的に進める取組を始めていると聞いております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 町内のほうは、まだ今のところは影響がないということであり、近隣の岡崎市では、近隣の学校をブロック化して対応していくという方向性が確認ができました。

町として対応をどうするか、部活動の課題と必要性を確認します。

部活動の地域連携、地域移行と、地域スポーツ、文化芸術環境の整備について、スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官付きの講師から学ぶ機会がありました。

子どもに限らず利用する施設も対象になることから、教育部局以外も関わってくるとの重要性を認識したところであります。また、少子化の影響はとて大きいことを、この教育で再認識をしました。

このスポーツ庁の集約したデータによれば、少子化、人口減少の加速により、学校数の減少、それ以上に進む少子化で、学校当たりの生徒数はさらに小さくなる中、部活動は持続困難とされています。中学生の運動部当たりの参加人数においては、1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向であり、令和3年度については16.4人で、これは野球に例えますと2チームつukれない状況になっているということでもあります。中学校の運動部活動参加率においては、減少傾向です。団体競技を中心に、近隣中学校と合同部活動の実地チームが増加傾向となっています。

部活動の意義については、生徒のスポーツ、文化芸術に親しむ機会を確保すること。生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じ、責任感、連帯感を涵養する。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築とされており、部活動の課題としては、少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によって

は存続が難しい。必ずしも専門性や意思に関わらず、教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難と分析をされています。これらから、学校における部活動改革の必要性は、以下のように定義をされています。

少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保。地域の子どもたちは地域で育てるという意識の下、地域のスポーツ、文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。生徒のみならず、地域住民にとっても、より良いスポーツ・文化芸術の環境整備。スポーツ、文化芸術によるまちづくり。これらに対して町として対応をどのようにするのか、考えを伺いたいと思います。部活動の課題と必要性を確認します。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 部活動は、スポーツや文化等に共通の興味を持つ集団での活動であり、心身ともに成長する中学生にとっては、授業や学校行事では得られない貴重な経験ができる場であります。

部活動の地域移行につきましては、幸田町の現状から、人材、施設などの課題が山積みであり、すぐに地域移行することは難しい状況であります。また、ほかの自治体でも幸田町同様に、地域移行は思うようには進んでおりません。現状といたしましては、部活動指導員の配置を行い、地域の人材と顧問が連携をし、部活動を進めていくこととしております。

また、少子化などによる部活動在籍者の減少につきましては、必要に応じて複数の学校で一緒に活動をする合同部活動や拠点校部活動も検討し、対応をしていくというふうになることを考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 中学生世代の今後の人口動向の推計では、2018年に328万8,235人いたものが、30年後の2048年には、マイナス28%の236万9,000人になると言われております。30年間で約3割、90万人強が減少します。1989年が562万人いましたので、その間、約50年間でマイナス52%、半減以下になる予測になっております。

子どもに限らず、利用する施設も対象になることから、教育部局以外も関わり、今後は課題解決に向けたステップを進むことが重要とされています。懸念点などを整理し、課題解決につなげ、生徒や保護者も安心できる環境の実現をすべきと考えますが、どのように進める考えか、教育長の思いをお伝えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 今後、日本全体の人口減少の中で、中学生数の減少についても、議員のおっしゃるとおりだと推定されますが、幸田町について、出生数から見ると、幸田中学校、北部中学校はしばらく横ばいが続き、その後、緩やかに減少。南部中学校は10年近く生徒数が増加、その後、緩やかに減少していくという状況でございます。他地区では、既に生徒数の減少により部活動の存続ができないという状況が見られますが、幸田町では、部活動指導員を導入しながら、学校部活動で子どもたちを育てることができております。地域の御協力のおかげで、多くの種目で部活動指導員をお願いできており、子ども

たちにも教員にも好評であります。

一方で、他地区の動きを参考にしながら、子どもたちの活動の受け皿づくりの検討を進めていく必要があると考えております。その際には、部活動という括りを超えて、幸田町の子どもたちが取り組めるスポーツや文化芸術などが想定されますが、活動主体、施設や人の確保、予算など、学校や教育委員会のみでは対応、解決し切れないことがたくさんございます。一つ一つ課題を解決し進めていく必要があると考えておりますが、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解や御協力をよろしくお願いしたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7 番、田境君。

○7 番（田境 毅君） 教育長からの様々な分析、配慮をいただけることが理解できました。よろしくお願いしたいと思います。

次に、高齢者福祉の観点で質問いたします。高齢者が笑顔で元気に過ごす、公共施設の環境整備をお願いしたいというところになります。

子どもたちと日々触れ合える場の創出などを確認いたします。

去る10月4日から、福祉産業建設委員会の行政視察を実施しました。2日目には、三重県桑名市で、桑名福祉ビレッジ、これは多世代共生施設及び公園になりますが、こちらの整備事業を視察しました。多世代共生施設の1つである福祉施設「らいむの丘」の取組の中に、「高齢者は子どもと関わりと元気になる」と共感できるコンセプトがあります。現在進められている大草広野の複合施設においても、盛り込むべき観点だと考えます。誰もが笑顔で元気になる施設が望まれています。

将来的な施設の利活用も見据えて、少ない職員でも運営しやすい施設機能の集約及び主な利用者である高齢者が笑顔で元気に過ごす公共施設の環境整備を、どのように工夫して進めるのか考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 高齢者が元気で過ごす公共施設の環境整備といたしましては、福祉課が将来に向けて推進しています大草広野地区福祉施策推進構想において、その実現を目指したいと考えております。現状は、高齢者生きがいセンターの移転・改修に重点を置く事業を進めておりますが、将来に向けては高齢者生きがいセンター、各種団体などが利用できる会議室や多目的ホールのほか、多世代が利用できる施設や地域交流ゾーンの中で高齢者が子どもたちと触れ合える場の創出につきましても、先進地の取組事例も構想の中に加えて検討していきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7 番、田境君。

○7 番（田境 毅君） 構想の中で検討していくということでありまして、理解をいたしました。

最後の質問になります。

令和6年度予算への具体的な施策の反映を推進すべきと考えています。人材確保や教育環境の整備充実、部活動の地域移行、高齢者福祉施設など、教育と福祉に絞り確認をしました。令和6年度予算へ具体的な施策の反映をどのようにされるのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 人材確保の面でございます。採用試験を複数回実施したいと考

えております。本議会の定例会におきまして、育児休業中の職員を定数のほかとする規定を設けるための定数条例の一部改正の議決をいただくことができれば、育児休業中の職員の代替職員を常勤職員として任用することが可能になるため、フルタイムの任期付職員を任用するための準備を進めてまいります。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 部活動地域移行についてであります。今年度から部活動指導員の配置を徐々に進めております。令和6年度につきましては、各部活動男女別に1名ずつ配置することを目標としており、地域との連携による部活動をさらに進めていくよう考えております。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 高齢者福祉施設につきましては、大草広野地区福祉施策推進構想事業用地といたしまして、令和4年度、令和5年度に購入した用地にある既施設を、公益社団法人シルバー人材センターの事務所を含む高齢者生きがいセンターとして機能するよう、建物の改修工事及び外構工事に係る予算を計画しております。

また、令和4年度、令和5年度に購入いたしました用地以外につきましても、可能であれば用地取得していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 保育士をはじめとする職員採用の課題解決や、未来を担う子どもたちのための教育環境の整備充実及び福祉施策推進構想などを確認しました。

令和6年度計画の政策推進が山積みする課題解決につながることを期待をし、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境 毅君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。次回は、12月8日金曜日の午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた議員は、議会だよりの原稿を12月18日月曜日の午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 2時00分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 5 年 1 2 月 5 日

議 長

議 員

議 員